

会議録

令和8年第1回更別村議会定例会

第1日（令和8年3月10日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 教育行政報告
- 第 7 令和8年度村政執行方針、令和8年度教育行政執行方針
- 第 8 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 第 9 議案第10号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件
- 第10 議案第11号 更別村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第11 議案第12号 更別村勤労者会館設置条例を廃止する条例制定の件
- 第12 議案第13号 更別村公共下水道条例の一部を改正する条例制定の件
- 第13 議案第14号 更別村個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例制定の件
- 第14 議案第15号 更別村農業集落排水条例の一部を改正する条例制定の件
- 第15 議案第16号 更別村水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件
- 第16 議案第17号 更別村立特定教育・保育施設保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件
- 第17 議案第18号 更別村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第18 議案第19号 更別村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第19 議案第20号 第6期更別村総合計画における基本構想変更の件
- 第20 議案第21号 更別村過疎地域持続的発展市町村計画の件
- 第21 議案第22号 更別行政区会館の指定管理者指定の件
- 第22 議案第23号 更別東行政区会館の指定管理者指定の件
- 第23 議案第24号 南更別行政区会館の指定管理者指定の件
- 第24 議案第25号 旭行政区会館の指定管理者指定の件
- 第25 議案第26号 北更別行政区会館の指定管理者指定の件
- 第26 議案第27号 平和行政区会館の指定管理者指定の件
- 第27 議案第28号 勢雄行政区会館の指定管理者指定の件
- 第28 議案第29号 昭和行政区会館の指定管理者指定の件

- 第29 議案第30号 更南行政区会館の指定管理者指定の件
 第30 議案第31号 東栄行政区会館の指定管理者指定の件
 第31 議案第32号 上更別南行政区会館の指定管理者指定の件
 第32 議案第33号 香川行政区会館の指定管理者指定の件
 第33 議案第34号 更生行政区会館の指定管理者指定の件
 第34 議案第35号 協和行政区会館の指定管理者指定の件
 第35 議案第36号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第8号）の件
 第36 議案第37号 令和7年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の件
 第37 議案第38号 令和7年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の件
 第38 議案第39号 令和7年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の件
 第39 議案第40号 令和7年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）の件
 第40 議案第41号 令和7年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の件
 第41 議案第48号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第9号）の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	織田忠司	副議長	7番	高木修一
	1番	太田綱基		2番	安村敏博
	3番	斎藤憲		4番	尾立要子
	5番	小谷文子		6番	荻原正

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	大野仁
教育長	宝輪祐子	代表監査委員	笠原幸宏
総務課長	末田晃啓	総務課参事	小寺誠
企画政策課長	本内秀明	企画政策課参事	今野雅裕
産業課長	高橋祐二	住民生活課長 会計管理者	小野寺達弥
建設水道課長	石川亮	保健福祉課長	新関保
子育て応援課長	酒井智寛	診療所事務長	岡田昌展
教育委員会 教育次長	伊東秀行	学校給食 センター所長	小林浩二

農業委員会 川上 祐明
事務局 長

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局 長 佐藤 敬貴
書 記 村田 弘治

書 記 庄野 結香

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和8年第1回更別村議会定例会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村長 皆さん、おはようございます。若干長いので、申し訳ありません。よろしくお願いいたします。本日ここに令和8年第1回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

明日3月11日は、東日本大震災発生の日から15年目となります。また、一昨年1月1日に発生をしました能登半島地震から早くも2年と2か月が経過をいたしました。いつ起こるか分からないこれらの自然災害につきまして、私たちは決して時を経ても風化させてはなりません。起こった事実を目をそらさず、直視しながら貴重な教訓と経験を踏まえ、常に防災意識の向上と備えを確かなものにし、後世にしっかりと伝えていかなければなりません。改めて惨禍の犠牲となられました皆様に哀悼の誠を表するとともに、被災者の皆様に心からのお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を祈念するものであります。

昨年は本村の姉妹都市である東松島市が市制20周年を迎え、織田議長さんと共に4月2日の式典に出席してまいりました。未曾有の被害をもたらした震災の大きな惨禍や悲しみを乗り越え、新たな希望あふれる未来の創造に一致団結して力強く前進する市民の皆様をひたむきなお姿を拝見し、強く心を打たれました。姉妹都市として長年固い絆で結ばれている本村もしっかりと東松島市の皆さんと連携、連帯を深めてまいりたいと思っております。本年の子ども交流は、更別村が受入れの順番であります。よき思い出がいっぱい出来るようスタッフや村を挙げて大歓迎したいと思っております。

さて、令和7年度も残り僅かとなりましたが、喫緊の課題でありました給食センターの移転改築、念願でありました福祉ホームの新築をはじめ、第6期更別村総合計画に掲載した事業計画もほぼ事業達成の運びとなり、大変安堵しているところであります。これもひとえに村議会議員の皆様並びに村民の皆様の深いご理解とご協力のたまものと、この場をお借りして心より厚くお礼と感謝を申し上げます。

また、本年1月から16か所で開催をいたしました村行政区懇談会におきましては195名もの多くの方々に出席をしていただき、総計で141件のご質問、ご意見、ご要望をお聞きしました。直ちに実現できることはすぐに実行し、時間がかかる検討課題につきましては持ち帰り協議し、後ほど各行政区長さんに報告する運びとなっております。なお、今日発行の村長室だより、広報です。更別の村長室だより3月号に概要をまとめて掲載しております。ご参照いただきたいと思います。皆さんの貴重な意見やご要望を真摯に受け止め、こ

れからの村づくりにしっかりと生かしてまいりたいと考えております。何かとお忙しい中
行政区懇談会に多数ご出席をいただき、本当にありがとうございました。

本村の基幹産業である農業であります。本年度の粗生産額が134億円の見通しとなりました。しかしながら、一方で災害級とも言える異常気象に見舞われ、農作物にも多大な影
響があり、生産者の皆様には大変なご苦勞があったとお聞きしております。改めて生産者
の皆様の高い営農技術とたゆまぬ努力、そして確かな経営手腕に心からの敬意を表するも
のであります。本年も天候に恵まれ、豊穰の秋となることを切に願っております。

依然として引き続き物価高や円安、農業資材や肥料、飼料、燃油の高騰により、農業所
得の減少や農業経営に大きな影響が出ており、今年も北海道町村会、十勝圏活性化推進期
成会や関係機関と連携し、農水省、財務省をはじめとする各省庁への中央要請を積極的
に行ってまいりたいと考えております。

当面物価高対策といたしましては、1月臨時会で議決いただきました物価高騰対応重点
支援地方創生臨時交付金を活用しての村民1人当たり1万3,000円のクーポン券の配付、認
定農業者約200戸及び村内約60事業者に10万円の物価高騰対策、エネルギー価格高騰対策支
援、運送業者燃料価格高騰対策支援として貨物等車両約70台を対象に車両1台当たり5万
円、非牽引車2万円の支援、さらに光熱費、食料高騰対策として村内の医療施設2件、介
護施設7件、障害者施設2件、保育施設2件への支援を早急に実施してまいりたいと考
えております。

同じく議決をいただきました国からの子育て応援として、18歳未満の子どもたちに1人
2万円の支給も実施していきたいと考えております。

さらに、前回報告いたしました給食センター改築の交付金であります。4月当初には
文部科学省の交付金が不採択となったことから、財政上も大変心配、危惧されたところ
でしたが、後日過疎対策事業債の同意を得ることができ、さらに北海道地域づくり総
合交付金にも採択をされ、両交付金を有効に活用することができました。また、福祉ホー
ムにつきましても当初基金のみによる建設と考えておりましたが、こちらも道交付金に同
じく採択をされ、有効に活用させていただきました。いずれも担当関係職員による粘り強
い働きかけが功を奏したと考えております。引き続き健全な財政運営に努めてまいり
ます。

本年度のふるさと納税を含む寄附金の額は、過去最高額を現在も更新中でありま
す。ご寄附の趣旨にのっとった運用に努めてまいりたいと思っております。

3月に予定されていた総務省の特別交付金の一部2月12日に前倒しで交付をされま
した。除雪作業等にしっかりと運用させていただいております。

さて、いよいよ村長3期目の最終年度となりました。今年1年、掲げました公約や各
種施策の着実な実現のため全身全霊でしっかりと取り組んでまいります。特に4年後に
期限を迎える過疎対策事業債の指定の期限を見越して健全財政の維持のための行
財政改革の断行、さらには公共施設の効率的運用に向けての具体的な方策の検討と
実行が待ったなしの

状況となっております。本年度も20年後、30年後の村の存亡をかけて果敢に関係各省庁をはじめとする関係機関に対して危機感を持って積極的に中央要請を行っていきたいと考えております。

本定例会におきましては、令和7年度の各会計補正予算をはじめ、条例等の新規制定や一部改正、廃止、人事案件、各会計新年度予算など計40件の案件をご提案申し上げ、ご審議をお願いするものであります。

よろしくお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、太田さん、2番、安村さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

太田議会運営委員長。

○太田議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第1回村議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ3月3日午前10時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から3月18日までの9日間と認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より18日までの9日間といたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は9日間と決定しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。

◎日程第5 一般行政報告

○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配布されております。

これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第6 教育行政報告

○議 長 日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は、文書で配布されております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第7 令和8年度村政執行方針、令和8年度教育行政執行方針

○議 長 日程第7、令和8年度村政執行方針並びに令和8年度教育行政執行方針につ
いて説明の申出がありました。これを許します。

西山村長。

○村 長 令和8年第1回更別村議会定例会の開会に当たり、村政執行の所信を申し上
げ、村議会並びに村民の皆様の深いご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年を振り返りますと、本村の基幹産業である農業につきましては、春先の降雨により

植付けが平年より遅れたものの、その後の天候により回復が見られましたが6月から7月の高温と6月の少雨、一転して9月には記録的な大雨となるなど作物の生育に大きな影響がありました。このような状況にあっても、長年にわたり培われた高い農業技術と懸命なご努力により134億円という粗生産額を上げられましたことに、改めて農業者・関係機関の皆様のご努力に敬意を表するものであります。

また、引き続き農業資材や肥料・飼料等の高止まりは、生産者の経営を圧迫しておりますし、高温・干ばつ・集中豪雨等の異常気象に対応した新たな生産体系を構築する必要性にも迫られております。このような中、安定した農業生産や持続的な農業経営を図るための基盤整備として国営かんがい排水事業新更別地区等の円滑な事業推進に向け、国・道に対し要請を行い、自然災害にも対応できる強固な農業基盤を構築してまいります。

更別スーパービレッジ構想では、農協、商工会、森林組合等の各団体とも強固に連携し、地域全体でDXを加速させます。AIの活用といった先端技術を柔軟に取り入れ地域課題を迅速に解決し、村民一人ひとりが心身ともに豊かで快適に暮らし続けられるよう持続可能な村の実現を目指してまいります。

地方を取り巻く環境は、引き続き厳しいものがありますが、健全な財政を維持しつつ、持続可能な村づくりを進めるためには、村民の皆様をはじめ、関係機関・団体と行政が連携を深め、互いに知恵と汗を出し合い、力を結集することが何よりも重要であります。

私が公約として掲げております「村づくり三原則」の「住みたい村 住み続けたい村」「働ける村 活力ある村」「訪れたい村 つながりたい村」を基本理念に、「子どもから老年寄りまで、笑顔と笑い声があふれ、住民一人ひとりが輝く更別村」とするため、さらなる飛躍を目指して「第6期総合計画」のテーマである、「住みたい 住み続けたいまち」ともにつくろうみんなの夢大地」の実現に向け、全力で村政運営に当たってまいります。

次に、令和8年度において取り組む各種施策につきまして、総合計画の基本計画で示す基本目標ごとに申し述べさせていただきます。

初めに、便利に生活できるまちづくりであります。

「土地利用」関連では

本村の自然や美しい景観を大切にしまちづくりと、効果的な土地利用の調和を目指し、関係法令や各種計画に基づいた土地利用を進めてまいります。

また、空き地や空き家に関する情報収集に努め、未利用空き地や空き家の有効活用が図られるよう「空き地・空き家バンク」に引き続き取り組んでまいります。

「住宅・宅地」関連では

令和6年度から造成を開始しました花園プラムタウンにつきましては、令和8年度で造成が完了することになります。住宅ローン金利の上昇や建築資材の高騰の影響により全国的に住宅新築件数が減少している状況にあり、本村の販売件数も伸び悩んでいるところですが、定住人口増加に向け、本村の魅力発信とともに分譲地のPRに努めてまいります。

また、上更別市街の分譲地につきましては、着実に住宅建築が進められており、引き続き管理する民間事業者との連携を継続してまいります。

民間住宅につきましては、定住人口の確保及び増加が図られるよう、「民間住宅建設促進事業」を引き続き実施してまいります。

また、「住宅改修支援事業」では、省エネルギー性能の向上を目的とするリフォームに対し新たな助成額の上乗せを実施し、快適な住環境の整備に加えゼロカーボンへの取組を促進してまいります。

村営住宅につきましては、居住性や施設性能が持続されるよう日常的な点検や修繕等による適切な維持管理を実施してまいります。

「上水道」関連では

将来にわたって安全・安心な水道水を安定的に供給できるよう、水道施設の更新に向けた設計のほか、花園プラムタウンの造成に伴う水道管の新設工事を実施してまいります。

また、中札内村との共同施設であります南札内浄水場の水道施設監視システムの通信設備を更新いたします。

「排水処理」関連では

衛生的で快適な生活環境と公共水域の水質保全が図られるよう適切かつ安定的な生活排水処理を実施してまいります。

公共下水道事業につきましては、花園プラムタウンの造成に伴う下水道管を新設するとともに、更別浄化センターにおける電気設備の更新を実施いたします。

農業集落排水施設につきましては、引き続き適正な維持管理を実施してまいります。

個別排水処理施設につきましては、農村部等における生活環境の改善と良質な水環境の保全を図るため事業を実施してまいります。

「道路」関連では

村道につきましては、歩行者や通行車両にとって安全かつ快適な道路交通が実現されるよう、適正な維持管理と計画的な改修、整備を進めていくとともに、農村部の住宅前の未舗装道路に対する「防塵舗装」を引き続き実施してまいります。

橋梁につきましては、点検調査の実施と計画的な改修により健全性を確保するとともに、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を図ってまいります。

国道や道道における改修や維持管理等の懸案事項につきましては、早期着手・完成となるよう引き続き国や道に対して強く要望してまいります。

「公共交通」関連では

村内の公共交通につきましては、いわゆる交通弱者の方の移動手段として、市街地を循環運行する「村民バス」と「乗合タクシー」のサービスを提供しております。また、更別スーパーレッジ構想では、「更別ベーシックインフラサービス」として、ひゃくワクサービス利用者の送迎を行う「さらクル移動サービス」を継続して実施し、住民の利便性向上を図ってまいります。

今後も、こうした公共交通機関の利用方法やメリットについて住民の理解を深めていくとともに、利用状況等を適切に把握し必要な改善を検討するなど村内公共交通環境のさらなる充実を図ってまいります。

「情報通信」関連では

通信技術は生活する上で必要不可欠なものとなっており、更別スーパービレッジ構想推進事業におきまして、更別市街地商店街を無料インターネットアクセスが可能なエリアとしております。また、国立研究機関である情報通信研究機構と連携してナブネットとスターリンクを活用した安全で安定した通信インフラの整備により、Wi-Fiエリアの拡大が図られております。

引き続き、情報通信事業者、研究機関等と連携しながら事業を推進し、最先端のデジタルインフラを基盤として、農業や商工業への産業活用、医療福祉といった日常生活の利便性を向上させるだけでなく、災害に強い強靱な村づくりを両立させ、次世代へと続く持続可能な村を実現してまいります。

主な事業としましては、宅地の分譲整備事業のほか、掲載しております10の事業を予定しておりますので、お目通しをよろしく願いたいと思います。

続きまして、2、産業が元気なまちづくりであります。

「農業」関連では

近年の十勝地方の気候は従来の寒冷・少雨・晴天という特徴から、記録的な高温、猛暑の常態化など大きな変化が見られています。また、ウクライナ情勢に伴うロシア・ベラルーシからの供給停滞、中国の輸出規制、エネルギー価格上昇による製造等のコスト増、歴史的な円安による影響など複合的な理由により農機具・肥料価格が高止まりしており、今後の営農への影響が危惧されるところであります。

こうした中で、いかなる国際状況下にあっても本村の基幹産業である農業を安定的に持続させるためには、現在の更別農業をより発展させ、次代を担う後継者の方々が夢と希望を持って継承できるようにすることが何より重要であると考えており、「産業が元気なまちづくり」の実現を目指して各種施策に取り組んでまいります。

農作物の生産性の向上と農作業の合理化には基盤整備が重要であることから、引き続き「国営かんがい排水事業新更別地区」の事業推進に努めるとともに、引き続き「道営畑地帯総合整備事業」を推進してまいります。

酪農・畜産対策では、「畜産クラスター事業」において、自給飼料率向上対策として自力草地更新事業を実施するとともに、迫る、第13回全国和牛能力共進会に向けて、優良な和牛繁殖雌牛の造成に対応する和牛優良繁殖雌牛造成保留事業など支援策を実施してまいります。

スマート農業関連では、更別スーパービレッジ構想において、生産者やJA、東京大学、帯広畜産大学、ホクレン、十勝農協連と連携しながら、無人トラクター及びデータ農業、バイオスティミュラント等の最新技術を活用した技術の実装により労働力不足の解消や生

産性の向上、コストの削減に資するよう事業を推進してまいります。

また、1級河川サラベツ川の局部改修は、狭隘な箇所での河川改修工事につきまして、今後の円滑な事業推進に努めてまいります。

有害鳥獣による農作物被害の対策を強化するため更別村鳥獣害防止対策協議会を通じて捕獲機材等の充実を図ってまいります。また、継続して農協と連携し、捕獲従事者育成助成を行うほか、農業者に対して被害防止資材導入助成を行うなど、農作物等の被害防止に努めてまいります。

担い手の育成対策としては、関係機関で構成する更別村農業担い手育成センターが主体となって、農業後継者の育成支援を図るほか、農業研修生の育成に努めてまいります。また、新規就農者に対して「新規就農者受入特別措置条例に基づく支援」を継続してまいります。

「林業、内水面漁業」関連では

ゼロカーボン宣言を発した本村におきまして二酸化炭素の吸収源となる山林の適正管理は重要な事項であり、併せて国土の保全や水源の涵養、快適な生活環境の創出にもつながることから、村有林整備事業や森林環境税を原資とする森林環境譲与税を活用した「公費造林等推進事業」を継続し、森林所有者の施業負担を軽減し良好な森林整備に努めてまいります。

「商工業」関連では

商工業におきましては、物価・原材料の高騰による収益悪化などにより引き続き厳しい状況が想定されております。

商工事業者は、地域の雇用を担うほか地域コミュニティの場を形成する重要な役割を持っており、経営の持続化、安定化を図るため、資金の確保等所要の対策を講じてまいりました。今後も事業者の声を聴きながら継続して事業承継制度の活用等適宜対応してまいりたいと考えております。

こうした中、後継者不在の事業者に対して地域おこし協力隊の制度を活用した事業承継の取組を進めるとともに、既存事業者の新たな事業展開等や新規開業者への支援を行うため「起業・創業等支援事業」を継続して実施してまいります。

物価高騰による消費の落ち込みが懸念されることから、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、全住民に生活応援クーポン券を配付いたします。

また、住民の利便性向上と地域経済の活性化を図るため、商工会、どんぐりスタンプ会と連携しながらデジタル化を推進するとともに、デジタルどんぐりスタンプのサービス向上に向けシステムを改修し操作性の改善とさらなる普及により地域経済の活性化を目指してまいります。

「観光関連産業」関連では

本村には、オートキャンプ場や霧氷の撮影スポット、トカプチ400のルートなど豊かな自然を体感できる場所や、パークゴルフ場、農村公園大型遊具、すももの里などの観光の場

があり、こうした本村ならではの観光資源を有効に活用するとともに、特産品のPRや交流の機会として、本村ならではのイベントについて継続して支援等を行い、これらの情報をSNS等をより活用し情報発信を行うことで関係人口の増加に努めてまいります。

老朽化の著しいカントリーパークの施設の屋根、外壁塗装の改修工事を行い施設の長寿命化を図るとともに、施設管理用機械の更新を行い、施設の適正管理に努めてまいります。

「起業支援、雇用創出」関連では

地方への企業進出の動きが活発化する中、更別スーパービレッジ構想の推進に伴い、民営サテライトオフィス「さらら」には現在11社が拠点を構えるなど、企業の進出が加速しております。この勢いをさらなる飛躍の糧とし、今後も戦略的な企業誘致を推進するとともに、地域未来交付金を最大限に活用し、農協、商工会、関係企業が一体となった「更別共創モデル」を構築することで、新たな雇用を創出し地域経済が循環する仕組みづくりを支援してまいります。

雇用対策につきましては、企業等における人手不足を解消するため、無料職業紹介事業「地方版ハローワーク」を継続実施し、村内の潜在的な就業希望者の掘り起こしや移住希望者と企業の結びつけを行うほか、「地元雇用促進事業」及び「外国人雇用対策事業」を継続して実施し雇用支援を行ってまいります。また、村内事業所における人手不足が深刻化しつつあることから、移住・定住対策と連携した求人情報の制作・情報発信に対して支援を行ってまいります。

また、ふるさと館の長寿命化、利用環境の向上を図るためふるさと館改修事業を実施し利用向上に努めてまいります。

主な事業といたしましては、国営かんがい排水事業新更別地区をはじめ、その他23の事業を予定しております。

続きまして、3番目、心身の健康を支えるまちづくりであります。

「健康づくり、保健」関連では

疾病の早期発見と生活習慣病予防を積極的に推進し、心身ともに健やかに暮らせる村づくりを目指すため、特定健診及び若い世代を含めた各種健診の積極的な受診勧奨を行い、健診の受診率向上を目指してまいります。

また、母子保健事業としては、妊婦健診及び産婦健診に係る費用を助成し、安全に出産し健康に育児ができるよう、妊娠期から出産後間もない時期の産婦に対する支援を行ってまいります。乳幼児健診におきましては、1か月児健診の助成及び新生児の聴覚検査の費用に対する助成を継続し、出産後の健診の実施体制を備えることにより、子どもたちの発育・発達を確認し育児の不安の軽減に努めるとともに、不妊治療に対する費用の一部を助成し、子どもを持つことを望む方の経済的負担の軽減を図ってまいります。

さらに、村民の健康を守るため、乳幼児に対する各種予防接種や、インフルエンザ、新型コロナウイルス、带状疱疹予防接種等の助成を実施してまいります。

家庭センターでは、保健師のほか、発達支援相談員、助産師、管理栄養士を配置するこ

とにより、妊産婦や乳幼児の健康保持・増進、個々の家庭に応じた相談支援体制の充実を図り、子どもと子育て家庭の福祉に関し包括的に対応してまいります。

また、更別スーパービレッジ構想における「ひやくワクサービス」としてサービスを実装しており、引き続き利用者や関係者の皆様の声を聴きながら、サービス課題の解決とニーズに合ったサービスの改善に努めてまいります。

「地域医療」関連では

診療所では、医療法人北海道家庭医療学センターから常勤医師4名、非常勤医師2名、作業療法士1名、理学療法士1名の派遣を受けて運営を行っているところではありますが、発熱外来や訪問診療患者への対応など村民が安心して生活を送ることができるよう安定した医療環境の構築に努めてまいります。

将来に向けて安定した地域医療を継続していくために、住民に最も近い医療である家庭医療を担う医師の養成と確保の問題を改善するため、医師や医学生の研修に積極的な支援・協力を行ってまいります。

マイナンバーカードと連携したオンライン診療予約システムの機能拡充、キャッシュレス決済の導入など医療DXを推進し、患者の利便性向上に努めてまいります。

地域包括ケアシステムの中での医療分野における役割を果たすため、患者情報共有ネットワークによる関係者の連携を図り、患者の希望に応え、一人一人に寄り添った医療の展開に努めてまいります。

更別スーパービレッジ構想におきまして、データ連携を行い、受付から会計までをスムーズに処理し、自動精算機の導入とキャッシュレス化を推進してまいります。あわせて患者とご家族への診察日や投薬情報等を通知するリマインド機能で受診漏れを防ぎ、誰もが安心して便利に利用できる環境を整え、利便性の向上を図ってまいります。

「地域福祉」関連では

地域福祉を推進するために、地域を構成する各種団体、事業所、社会福祉法人等との連携に努め、地域で支え合う体制づくりを進めるとともに、地域福祉を担う人材育成にも取り組んでまいります。

「高齢者福祉」関連では

全国的に高齢化が進む中、本村においても在宅介護のニーズへの対応が喫緊の課題となっておりますので、各種予防事業や健康教室、生きがづくり等の介護予防に向けた取組を継続するほか、コミュニティナースと連携して実施している高齢者等訪問事業の取組を引き続き進め、高齢者個々のウェルビーイングの実現により健康寿命の延伸を図り、生涯現役で活躍できる環境づくりを進めてまいります。

また、医療や介護が必要となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、住民、事業者との連携・協働をデジタル化により強化しつつ、地域包括ケアシステムを推進してまいります。

「障がい者福祉」関連では

健康相談や乳幼児健診において障害の早期発見に努め、必要な支援が受けられるよう相談業務の充実を図るとともに、各種支援制度の活用や情報提供に努めてまいります。

また、「第6期いきいきふれあい計画」に基づき、地域において自立した日常生活や社会生活を営めるよう、民間法人や関係機関・団体と連携して、高齢者・障害者・子どもなど誰もが相互に個性を尊重し合えるまちづくりを推進してまいります。

リラクタウン構想における障害者支援の再構築として検討を進めてまいりました障害のある方の住まいの場「福祉ホーム」が本年4月より供用開始をいたします。引き続き、障害のある方の自立へ向けた支援の取組を進めてまいります。

また、老人保健福祉センターロビーで行っているコミュニティカフェは、クローバーモアとの連携や住民との交流の場、困り事の相談、就労支援の場など社会福祉協議会が主体となって事業の推進に努めてまいります。

「社会保障」関連では

本村の国民健康保険の被保険者1人当たり療養諸費は、全道でも有数の低さにありますが、医療の高度化や重症化してからの診療等により医療給付費が増大し、介護給付費も認定者数の増加により年々増大しております。各種健診の受診率向上や、生活習慣病の予防への指導及び疾病の早期発見、早期治療、介護予防教室の充実に努めることにより、医療給付費や介護給付費の抑制に向けた取組を進めてまいります。

主な事業といたしましては、こども家庭センター運営事業ほか19の事業を記載のとおり推進してまいります。

続いて、4番、環境を守り安心して生活できるまちづくりであります。

「防災」関連では

近年、線状降水帯の発生に伴う短時間で集中的な豪雨による大規模な水害の傾向が高まっており、気候変動の影響による水害の頻発化、激甚化が懸念をされております。また、昨年12月に青森県東方沖を震源とする地震に伴い「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が初めて発表をされました。海溝型巨大地震の発生リスクは年々高まっております。

いつでも、どこでも起こり得る災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人一人や事業者等が自ら取り組む「自助」、さらには身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、自主防災組織の育成に努めます。

また、村民が安全で安心して暮らすことができる災害に強いまちづくりを進めるため、国の「防災基本計画」や北海道の「北海道地域防災計画」の修正、関連法の改正等を踏まえ、「更別村地域防災計画」を改定し、村の実情に沿った防災対策の推進を図ります。

「消防、救急」関連では

複雑多様化する各種災害に対応するため、実災害に対応した訓練を実施し、適切な運用に努めてまいります。

防災拠点となる消防庁舎は、近年の気候変動の猛暑対策として空調設備を設置し、職場環境整備の取組を推進します。また、老朽化した上更別消防会館の改築に向け実施設計を進め、施設機能の維持に努めてまいります。

救急業務では、マイナ保険証を活用した救急現場での円滑な情報連携、迅速な救急処置及び搬送に努めてまいります。

火災予防では、消防職員あるいは団員による火災予防啓発及び住宅火災から、自分の命、家族の命を守るため一般住宅における住宅用火災報知機の設置及び維持管理の向上に向けた取組を推進します。

「交通安全、防犯」関連では

十勝管内における交通事故の発生件数は、自動車安全技術の向上や交通事故防止対策の推進に伴い減少傾向にはありますが、死亡数はいまだに横ばい傾向にあります。特に高齢者や飲酒運転による事故は重大な事故につながりやすいため、更別村生活安全推進協議会と連携し、継続的な街頭指導と交通安全教室等により啓発活動を実施してまいります。

通学路及び生活道路の安全確保につきましては、学校、警察や道路管理者等の連携により通学路の合同点検を実施し、子どもたちが安心安全に通行できる交通安全施設の維持改善に努めてまいります。

防犯につきましては、闇バイトや投資詐欺などの犯罪が増加しております。犯罪に巻き込まれない予防対策が必要であります。今後も防犯啓発活動を実施し、さらに夏休みや歳末には防犯巡回指導等の地域安全活動を実施してまいります。

「自然や景観の保全、環境美化」関連におきましては

全国的に社会問題となっている未利用住宅の老朽化による景観や生活環境の悪化を防ぐため、令和7年度に策定をしました更別村空家等対策計画に基づき空き家等の解体費用を支援する補助制度を創設してまいります。

「ごみ処理、減量化、再利用」関連では

生活様式の変化や事業活動の増加に伴い、全国的にもごみの排出量は増加傾向にあり、その処理も増大しております。

本村におきましては、資源物の分別収集により一般廃棄物の排出量は横ばい傾向にあります。今後も適正な分別と効率的な収集によるごみの減量化とリサイクルを促進し、さらに更別村環境美化推進協議会との連携により「クリーン作戦」や「花いっぱい運動」等を実施し、清掃活動や環境整備に努めてまいります。

近年、電化製品や廃タイヤなどの不法投棄が増加しておりますが、巡回パトロールを強化し、自然景観の保全、環境美化に努めてまいります。

「環境共生」関連では

近年、地球温暖化による気候への影響が顕著となり、平均気温の上昇などによる農作物の品質の低下や災害の増加など、人々の生活、自然環境、経済に大きな問題を引き起こしています。

本村におきましても国が掲げる脱炭素社会の実現に向けて「更別村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定したところであります。

こうした中、昨年、村内に設立されました地域新電力会社との連携協定を締結したところであり、再生可能エネルギーの利活用を促進しつつ地域課題の解決を図る取組を進めてまいります。

「火葬場、墓地」関連では

火葬場につきましては、休止できない重要な施設であるため、機器等の更新計画に基づき、日常点検の徹底と必要に応じた修繕を実施し、適正な維持管理に努めてまいります。

主な事業としましては、地域脱炭素化促進事業（ゼロカーボン推進補助金）ほか4つの事業を予定しているところであります。

5番目の人が育つまちづくりであります。

本村の教育に関する総合的な施策につきまして、基本理念や根本となる方針を定めた「更別村総合教育大綱」に基づき、教育委員会との共通認識を深め、連携・協力の下教育行政を推進してまいります。

社会教育の分野では、本年度策定しました第10次社会教育中期計画に基づき、各種講座や教室の開設による学習機会の提供、文化・体育団体への活動支援、青少年劇場などの体験活動を引き続き行い、生涯学習事業を幅広く推進するとともに、指定管理者による体育施設について、民間のノウハウやアイデアを活用することにより多様なニーズに対応できる体制を図ってまいります。

学校教育分野では、昨年度更新をしましたタブレット端末を活用し、情報社会に対応するべくICT教育の一層の充実を図るとともに、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による、主体的・対話的で深い学びを確立し、未来をたくましく生きる子どもたちの育成に最大限取り組んでまいります。

その他、北海道教育委員会の加配教員による専門的指導を活用するなど授業改善や充実に努めてまいります。

また、コミュニティ・スクールによる地域総がかりでの取組により子どもの育成を図るとともに、北海道更別農業高等学校への教育振興支援を引き続き行ってまいります。

少子化に伴う生徒数及び部活動数の減少などに対応するため、国が進めている部活動地域展開についてであります。本年度、地域の方や近隣町村との連携を図りながら、生徒の活動機会の確保を進めてまいります。

設計から3年を費やし整備を進めてきました学校給食センターが完成し、今年度より稼働を開始します。最新の設備を備え、衛生管理の整った施設で、これまで以上に安心安全な学校給食の提供を図ってまいります。

なお、教育行政の基本方針及び具体的な施策の推進につきましては、教育委員会から申し上げます。

「子育て支援」関連では

少子化、核家族化、情報化、国際化など、我が国経済社会の急激な変化を受けて、人々の価値観や生活様式が多様化しており、子育てに関する環境や意識も変わってきております。

そうした中で、次代の社会を担う子どもたちの健やかな成長を村全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための各種施策を推進することにより、家庭や子育てに夢を持てる村づくりを推進してまいります。

幼児教育・保育では、給食費の無償化や多子世帯への保育料軽減事業、第1子に対する保育料の2分の1の減免を継続して行ってまいります。

小中学生を対象とした学校給食費無償化事業につきましても、引き続き実施してまいります。

さらには、子どもたちの健全な育成を目的に実施しております出産祝い金と妊婦のための支援給付交付金、入学祝い金の贈呈を継続するとともに、高校生等入学支援金制度により、高校生を持つ保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

子どもを安心して産み育てられる環境づくりとしましては、子育てに関する相談ができる場や子育てをする家庭同士のつながりを形成できる場を提供することにより、孤立することがないように配慮し心にゆとりのある子育てにつなげることが必要であり、幼稚園や認定こども園、学童保育所、地域子育て支援センターの安全かつ適切な運営に心がけてまいります。

特に12月議会における総務厚生常任委員会、産業文教常任委員会の両委員会からご報告のありました、所管事務合同調査報告書につきましては、大変重く受け止めております。

現状報告に次いで出された「課題と今後の方向性」の中で、「安全のための次年度の保育スペース確保、更には今後の園児数の確実な減少から、現状を一時的なものとして解釈せず、受け入れ方法の変更や幼保一元化等、村全体の保育に関わる計画や方向性について理事者の一刻も早い判断と従前の施策にとらわれない真摯な検討と決断をする時期との認識から、早急な議論。検討をもって方針を打ち出すべきである。」との厳しいご指摘にこたえるべく、当面の物理的保育スペースの確保とともに、根源的問題の解決を目指して、今後の村の就学前保育や教育、乳幼児全般を含めた子育て支援の在り方、さらには今後の村の厳しい財政状況等をしっかりと勘案しながら、課題解決と今後の方向性につきまして、早急に村としての方針を村民の皆様にも明らかにしていきたいと考えております。

「国内外交流」関連では

友好姉妹都市である東松島市との「どんぐり子ども交流事業」は、東松島市の小学5、6年生が更別村を会場に交流する年となっており、事業を通じて引き続き絆を深めてまいります。

また、就任当初より公約として掲げておりました国際交流事業「飛び出せワールド」事業ではありますが、新型コロナウイルス感染症拡大や国際情勢の悪化等により順延や国内での代替事業として実施しておりましたが、本年度は、希望する中学生をオーストラリアに

派遣し、ホームステイや現地学生との交流などを通じて国際感覚の醸成とコミュニケーション能力の向上を図り、何事にもチャレンジするきっかけになればと考えております。

その他 JICA（国際協力機構）との連携事業として気軽に国際感覚に親しめる環境を整備するなど、異文化交流を一層推進するため、事業の工夫・充実に努めてまいります。

主な事業といたしましては、国際交流事業（飛び出せワールド事業）のほか、21の掲載項目の実施を予定しております。お目通しをお願いいたします。

6番、知恵を出し合うまちづくりであります。

「情報発信、移住促進」関連では

本村への移住に関心を持つ方への情報提供やサポートの充実に努めるとともに、村ホームページや SNS を活用して自然環境や暮らしやすさ、北海道・十勝らしいイメージなど、本村が持つ魅力の発信を図ってまいります。

首都圏への人口集中が続く中、地方への移住に関心を持つ方々に有用な情報を提供するため、移住関連情報と求人情報を一体的に提供するインターネットサービスを活用し、暮らしやすさや仕事、自然環境など、本村が持つ魅力の発信に努めてまいります。

「コミュニティ、協働のまちづくり」関連では

住民の自主的、自発的な活動を推進するため、行政区や各種団体への活動支援により、コミュニティ活動の推進に努めてまいります。

コミュニティ活動の拠点となる行政区会館は、指定管理者制度により使用者の利便性向上や効率的な維持管理を図るとともに、経年劣化状況により計画的かつ経済的な改修整備に努めてまいります。

生活様式の変化や高齢化に伴う施設整備としましては、行政区会館にテーブルと椅子を配置し、安心して利用できる環境整備に努めてまいります。

協働事業は、住民の主体性、自主性を促し、住民が主体となる「住民協働パートナー事業」や、地域活動を促進する「協働のまちづくり事業」により、住民と行政が力を合わせる「まちづくり」に取り組んでまいりたいと思っております。

「青年、男女共同参画」関連では

男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するため、男女共同参画社会の形成に関し、地方公共団体に求められる役割はますます大きくなってまいります。

本村における男女共同参画社会を実現するための意識改革や家庭生活、職場、地域活動における男女共同参画の促進、男女が安心して暮らせる環境づくりの推進など、本村における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について検討し、「男女共同参画計画」の策定に向け議論を重ねてまいります。

「広報、広聴」関連では

村政情報をより分かりやすく村民の皆様にお届けするため、広報紙の発行、村ホームページの適切な更新、SNS を活用した情報発信に努めます。広報紙に関しましては、将来

的に村民の皆さんが紙媒体ではなくホームページ上のデータにより閲覧することを目指し、デジタル化の取組を進めております。

住民と行政が「まちづくり」を共に考え、意見や知恵を出し合う場として、行政区懇談会や出前宅配便を実施してまいります。

「行政運営、財政運営」関連では

少子高齢化の進行や人口減少、大規模な災害発生リスクの顕在化など村を取り巻く状況が大きく変化する一方で、デジタル技術の進展により、行政サービスの在り方が急速に変化をしております。

また、人的、財政的リソースの不足が懸念をされ、効率的かつ効果的な行政運営を実現するためにはDXの推進が不可欠となっており、こうした状況を踏まえ昨年「行政事務DX推進計画」を策定いたしました。

行政事務DXは、庁内システムの見直しや各種申請書の電子化等を進め、業務の効率化、行政コストや人的ミスの削減を図ることにより、政策立案、住民サービスの向上、地域社会の活性化を目指しており、デジタル化、ペーパーレス化、職員向けICT研修の実施により、「行政事務DX推進計画」の基本方針と推進目標の実現を着実に進めてまいります。

更別スーパービレッジ構想におきましても、各種電子申請と施設の予約、書かない窓口、住民票等のコンビニ交付サービスを整備しておりデジタル技術を活用した住民サービスの改善により、利便性の向上を図ってまいります。

物価や人件費の高騰は、村の財政にも大きな影響を及ぼしており、予算編成は年々厳しさを増しております。これまでも辺地対策事業債などの有利な起債の活用やふるさと納税の増収による財源の確保に努めてまいりましたが、引き続き、事業内容の精査、予算執行におけるコスト意識の徹底により健全財政の維持を図るとともに、総合計画に基づく様々な施策を着実に実施していくため、中長期的収支の見通しを踏まえた計画的な財政運営に努めます。

また、公共施設は長期的な視点による更新・統廃合・長寿命化などが求められております。公共施設等総合管理計画に基づく計画的な維持管理により経費の削減に努めてまいります。

このようなことから、老朽化の著しい勤労者会館を解体し跡地について周辺施設との景観整備に配慮しながら適切な管理に努めてまいります。

主な事業としましては、移住定住促進事業ほか9事業を予定しております。

以上、令和8年度の村政執行にあたり基本的な方針と、主要な施策について申し上げます。

地方自治体を取り巻く情勢は、依然として人口減少や少子・高齢化の厳しい嵐が吹き荒れ、円安や物価高などの経済情勢の変化に加え、地球規模での気候変動による自然災害の発生が頻発する中、20年後、30年後も豊かで持続可能な更別村をつくり上げることは、決して容易なことではありません。「すべては村民のために」の気持ちを忘れず、村づくり3

原則の理念に基づき、「住民一人ひとりが輝く村づくり」を目指し、職員の英知を結集し、全力で邁進していく決意であります。

さらには、いよいよ指定期間終了まで4年と迫った過疎対策事業債の指定継続に向け、村存亡をかけた最大級の危機と位置づけ、本年も関係自治体と連携して中央要請等、精力的に取り組んでまいります。

また、ふるさと納税などの自主財源を有効に活用し、公共施設の管理運営の適切化や効率化、DXや行政改革による業務の見直しと総点検を進める中で、何としても健全財政を堅持し、将来にわたって負の財産を残すことがないよう職員の英知を結集して、第6期総合計画を着実に成し遂げ、明るい未来につながる夢と希望に満ちた更別村を目指す覚悟であります。

本年は、村長としての3期目の総まとめの年となりました。これまでも申し上げてきたとおり、いかなるときであろうとも、村政においては、いささかの停滞も後退も許されません。まさに、不退転の決意を持って挑戦し、山積する課題解決に向かって前に進むしかありません。

今年も村民の皆様と共に職員一丸となって、村長としての自覚と責任を持ち、全身全霊で村政に取り組んでまいり所存であります。

村議会議員の皆様、並びに村民の皆様の一層のご指導とご協力をお願い申し上げ、令和8年度の村政執行方針といたします。

○議 長 この際、午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

宝輪教育長。

○教育長 令和8年第1回更別村議会定例会の開会に当たり、令和8年度教育行政の執行に関する基本的な方針について申し上げます。

少子高齢化や人口減少、急速なデジタル化の進展、価値観の多様化など、社会は大きな転換期を迎えています。そうした中、誰もが身体的・精神的・社会的に良好な状態にある「ウェルビーイング」を実感しながら成長できる教育環境の整備は、これからの教育行政の根幹となる重要な視点です。また、子どもたちが安心して学び、自分のよさを発揮し、仲間や地域とのつながりの中で自己肯定感を高め、よりよい社会をつくるための資質能力を身につけていくことは、持続可能な社会を担う人材育成につながります。

このことを踏まえ、本村教育委員会では、総合教育大綱並びに第6期総合計画に基づき、教育の充実・発展に取り組んでまいります。更別村の豊かな自然と温かい地域社会に支えられた環境の下「未来を開く力をつけ、ふるさとを愛し夢や希望に挑戦する更別の子供を、

地域総がかりで育む」、「村民誰もが生き生きと学び続ける」ことへの実現に向けて教育を充実させてまいります。

初めに、学校教育の推進についてでございます。

(1)、子どもたちの可能性を引き出す教育。

現在、学校現場においては、知識・技能の習得にとどまらず、主体的に学ぶ力、多様な他者と協働する力、情報活用能力の育成が重要視されるようになってきています。本村では、少人数という教育環境を最大限に生かし、児童生徒一人一人の理解度や特性に応じた指導を行うとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させる授業改革を推進します。指導する教員の研修を継続し、ICT機器の効果的な活用を推進することで、学習の可視化や双方向性を高め、「主体的に学び合う授業づくり」を推進してまいります。

また、各学校の全国学力・学習状況調査結果から、児童生徒一人一人の実態を的確に捉え、成果、課題、改善策をまとめた学校改善プランを村での学力向上等サポート会議で交流し、村内での取組を明確化してまいります。

豊かな心を育てる教育の推進として、人間尊重の精神、自他の生命を尊重する心、規範意識や自己肯定感などを育てることが大切です。「特別の教科 道徳」での考え議論する授業を要として、子どもたちの主体的学びを取り入れ、学校の教育活動全体を通して豊かな心を育ててまいります。

いじめの根絶に向けては、村、学校の「いじめ防止基本方針」に則り全ての教職員がいじめの定義や組織的な対応などについて一層理解を深め、家庭や地域、関係機関と連携して未然防止、早期発見・早期対応に努めてまいります。またコミュニティ・スクールが開催する「どんぐり村子ども会議」を引き続き実施し、児童生徒の自発的・自治的な活動により、いじめ根絶の取組を徹底してまいります。

健やかな体を育てる教育の推進として、児童生徒の心身の調和が取れた発達を図るためには、運動を通じて体力を養うなど、健康的な生活習慣を形成することが大切です。そのため、全国体力・運動能力、運動習慣等調査などにより各学校が把握した児童生徒の実態を村で開催する体力向上等サポート会議で共有し、体育・保健体育の授業改善につなげます。また、家庭や地域と連携した運動習慣・生活習慣の取組が充実するよう努めてまいります。

さらに、新たに配置される中学校体育専科教員により、小学校での体育授業を担当する体制をつくりまします。専門的な体育の指導により小学生の体力向上と小中の一貫した教育活動を推進してまいります。

(2)、地域とともに歩む学校の推進。

学校が抱える課題が複雑化、多様化する中、学校だけでなく社会全体で子どもの育ちを支えていくことが求められています。そのため、導入から8年目となります「更別村コミュニティ・スクール」とみんなの学校応援団等による「地域学校協働活動」の一体的取組を推進してまいります。本年度も配置するコミュニティ・スクールコーディネーターの積

極的な活動により「更別の子供を地域総がかりで育てよう」という目標を着実に進め、関わってくださる地域の方々の意欲や活気にもつなげてまいります。

前年度、村研究所では、ふるさと教育を幼稚園から中学校まで系統的にまとめ、「さらべつふるさと学」へ体系化しました。体系化されたことにより、先生が替わっても、ふるさと更別の歴史や文化、産業などを体験的、恒常的に学ぶことができ、ふるさと更別への愛着や誇りを持つ子どもを育むことにつながると考えております。さらに、地域学校協働活動を活発にし、「社会に開かれた」教育課程につなげてまいります。

(3)、信頼される学校の推進。

幼保小中学校の連携した教育については、幼稚園・保育園から小中学校へと子どもの学びを滑らかにつないでいくことが大切になります。そのため、更別村では幼保小及び小学校同士の交流・連携を推進するとともに、小中連携については、中学校体育専科教員を活用し充実を図ります。また、地元の高校生と幼保小中の子どもたちとの授業交流を通じて、高校生と子どもたちの双方向の学びが深まるよう取り組みます。

小中の連携については、さらに進めて9年間を見通し、学びの系統性連続性を一貫して展開していく小中一貫教育を目指しておりますが、本年度は、教職員の組織である更別村学校教育推進協議会の組織を改編し、小中一貫部を新設いたします。

教職員の資質・能力の向上については、研修の充実と校内研究の活性化を推進し、指導力と専門性の向上に努めます。特に中札内村と共同で設置しております指導主事は、教育課程や学習指導等の学校教育に関する専門的事項の伝達・指導に極めて重要な役割を果たしていることから継続して配置してまいります。また、北海道教育委員会の指導主事等の活用も図ってまいります。

学校における働き方改革については、教職員が児童生徒と向き合う時間や授業準備の時間を確保するため、業務負担の軽減、ICTの効果的活用、意識改革の促進、ホームページへの結果公表をしてまいりました。さらに、教員の優れた人材を確保するため、一層の働き方改革の推進を国から求められており、教育委員会として本年度「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、教員の働きやすさ、働きがいを支援してまいります。

(4)、社会の変化や多様な教育ニーズへの対応。

特別な支援を要する児童生徒への就学前から学齢期、社会参加まで切れ目のない支援体制を図れるよう関係機関との連携を図ってまいります。また、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用、引き続き、特別支援教育支援員を適切に配置してまいります。

特に、不登校児童生徒への対応については、一人ひとりの実情などに応じたきめ細やかで継続的な指導・支援を行う必要があることから、本年度からスクールカウンセラーを常勤で配置し、日常的な相談体制を整備します。また、児童生徒はもとより保護者や教職員が抱える様々な課題の解決に向け、カウンセラーによる相談対応の充実を図ってまいります。

また、スクールカウンセラーを中心に、教育支援センターを設置するとともに、校内に教育支援センター機能を持たせることで、子どもたちが安心して過ごし、段階的に学校復帰を目指せる環境を整えます。家庭や関係機関と連携し、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな支援を行ってまいります。

グローバル社会を生きる子どもたちの基礎となる外国語教育につきましては、令和3年度より中札内村との共同で加配の専科教員を配置しております。また、NPOからの外国語講師や外国語指導助手を全ての授業時数において配置し、実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能の育成を図ってまいります。

(5)、安全・安心な教育環境の整備。

児童生徒が安全で快適に学習できる環境を整えるため、小学校特別教室へのエアコン設置を進め、学習環境の改善を図ります。また、前年度更新した児童・生徒・教職員1人1台タブレット端末が稼働します。そのほか、学校施設整備につきましては、財政状況を踏まえながら必要に応じた改修等整備を進めてまいります。

危機管理については、学校をはじめ関係機関と連携した危機管理マニュアルなどの適宜見直しと、それに基づく校内及び登下校時の安全確保に向けた取組を引き続き徹底してまいります。また、通学路における児童生徒の安全を図るため、更別村生活安全推進協議会や関係機関と連携し、継続的に安全点検や安全対策に努めることと中学生の登下校における自転車乗車時のヘルメット着用の継続を推進してまいります。

(6)、幼児教育の推進。

幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、幼稚園・保育園と小学校との円滑な接続を図る「架け橋教育」を重視します。

幼児教育と小学校教育の連携を深め、学びの連続性を確保することで、子どもたちが安心して新たな環境へ移行できる体制を整えます。遊びを通じた学びや体験活動を大切にし、豊かな感性と主体性の育成に努めます。

(7)、学校給食の充実。

更別小学校横に改築されていた学校給食センターが完成し、4月からは新センターから給食が提供されることとなります。食物アレルギーを有する児童生徒への対応も強化し、個別の状況に応じた安全な給食提供体制を整えます。今後も安全で衛生的な給食の提供を行い、児童生徒の健やかな成長を支えます。栄養バランスの取れた献立の工夫とともに栄養教諭も関わり食に関する正しい知識や望ましい食習慣の定着を図り、生涯にわたる健康づくりの基盤を育成します。また、給食提供に当たっては、安全で信頼できる地元産の食材が欠かせないことから、ふるさと給食事業を継続して行います。

近年の食材高騰は給食資材購入にも影響が大きいですが、保護者の皆様方の負担を軽減するため、学校給食費無償化事業を引き続き実施してまいります。また、学校給食費の公会計化を継続し、学校現場の負担軽減を図ります。

(8)、更別農業高等学校への支援。

更別農業高校生は企業との特産品共同開発や研究の活動成果の発表を通じて、広く村の魅力を発信するなど、本村の活性化のための積極的な活動を展開しています。村内幼稚園、小中学校の教育活動へも多くの協力をいただき、また、地域における奉仕活動や農業クラブ全国大会への52回連続出場や昨年は大阪・関西万博でも食品ロス削減に関わる発表、各種大会でも多くの輝かしい成績を収めるなど、その活動内容は多方面から高い評価を得ております。

しかしながら少子化の影響により生徒の確保が難しい状況が続いており、近い将来、学校の間口減や学校そのものの存続が危ぶまれております。本村にとってなくてはならない更別農業高校の維持・発展に向け、各関係団体とも連携を図りながら、入学者確保に関する取組や教育振興の支援を引き続き行ってまいります。

(9)、高等学校等入学時の支援、検定受験料の助成。

令和5年度から開始した高等学校等に入学した生徒の保護者を対象とした支援金事業ですが、保護者の負担軽減及び生徒の健全な育成を支えるため、本年度も継続してまいります。

また、本年度から児童・生徒の学習意欲の向上及び基礎学力の定着を図ることを目的として、小中学生を対象に、英語・漢字・数学検定の受験料の助成金を交付いたします。各種検定への挑戦を通じて、日常の学習習慣の確立を促し、主体的に学ぶ態度の育成と学力向上につなげてまいります。

続きまして、社会教育の推進についてでございます。

(1)、社会教育に係る学習環境の充実。

本村では、生涯学習の基本理念であります「あらゆる機会にあらゆる場所で学習することができるよう、第10次更別村社会教育中期計画に基づき、地域全体で学びを支え合い、世代を超えたつながりを育む生涯学習社会の実現に向け、関係事業を幅広く推進しております。

全ての村民が生涯にわたる学習により、自己の資質・能力を高め、自分らしく豊かな人生を送ることができるよう、ひいては人と地域社会のつながりをつくり、それぞれの学びを社会活動に生かして地域の課題解決や活性化につなげることができるよう、各年代や分野に合わせた様々な取組を充実・発展させていくことが肝要です。

未来を担う夢を持った子どもたちには、自ら考え創造する力を養い、健全な育成に資することを目的に、「こども夢基金」事業、プログラミングやサイエンスなどの体験事業である「さらべつ放課後子ども基地」、感受性や自己実現のきっかけづくりとなる「青少年劇場」を継続し、子どもたちの健やかな成長を支援してまいります。

グローバル化が急速に進む現代社会において、異文化と触れ合い、学びを得、広い視野で物事をはかり、自主的に行動していくことが極めて大切です。令和5年度から小中学校に配置しました外国語指導助手（ALT）を中心に、各幼稚園での交流活動など各種イベントを継続するとともに、JICA（国際協力機構）との連携事業により、国際感覚へ身

近に親しめる環境を構築するため、事業の創意工夫に努めてまいります。

中学生を対象にした国際交流事業「飛び出せワールド」では、飛び出せワールド事業推進委員会において十分な協議を行っていただき、令和9年3月に、オーストラリアにおけるホームステイを通じた生活体験、現地の学生との交流プログラムへの参加、歴史・文化・自然等に関する視察研修などを内容とする海外研修を実施いたします。この事業の実施によって、子どもたちの国際感覚の醸成、コミュニケーション能力とチャレンジ精神の向上を図ります。

そのほか、友好姉妹都市であります東松島市との「どんぐり子ども交流事業」は本年度更別村を会場に交流することとなっており、子どもたちのかけがえのない体験の機会を今後も継続するとともに、事業を通じて両市村の絆を深められる意味のある交流事業にしてまいります。

地域の課題を解決し、発展し続けるためには、責任ある行動の下、新たな価値を創造し、調整能力に優れた青年層の育成が不可欠です。これからの更別村で中核的役割を担う青年層の育成事業を継続してまいります。

また、人生100年時代、超スマート社会に向けて社会が大きな転換期を迎える中、生涯学習の重要性はますます高まっております。住民一人ひとりが生涯を通して学ぶことができるきっかけづくりとして、学習需要や生活課題を掘り起こした社会教育講座を開講し、学習機会の提供を図ってまいります。

高齢者教育では、地域社会や同好の士と活動を共にし、人間関係の形成や交流の場となっている「末広学級」の学級生は減少傾向にありますが、必要とされる学習のニーズと学習内容のマッチングに努め、時代に即した事業を展開してまいります。

(2)、地域と歩む持続可能な教育の実現。

部活動改革につきましては、本村では前年度から部活動改革推進員を任用し、国から示された段階的な地域クラブ活動への展開に向け「更別村部活動改革推進委員会」で協議を進め、部活動の地域展開を模索してまいりました。学校と地域が協力して、子どもたちのスポーツ・文化活動に継続的に親しむ機会を確保するため、4月からは、隣の中札内村と連携を組み、まずは合同部活動、部活動の拠点校方式を進めてまいります。そのため、授業日の平日の数日は中札内村までの地域交流バスを運行いたします。夏場は通常の部活動、冬場はレツトライとして多様なスポーツを体験する活動を入れていく予定となっております。令和8年度は、中学校教員を中心に部活動の形式で進めますが、部活動等の指導を支援して下さる地域の指導者の確保を段階的に進め、地域クラブ活動へのさらなる基盤づくりに努めてまいります。

(3)、文化・スポーツ活動の振興。

文化活動では、文化協会加盟団体、郷土芸能伝承活動団体への支援を継続して行い、活動の持続的発展と活性化を促すとともに、住民が主体的に企画立案、運営による文化振興公演等助成事業の活用について、積極的にPRを図ってまいります。

「総合誌さらべつ」は、6年度から村内の小中学生全員の作品を掲載するなど内容も充実してきており、多くの皆様のご協力により継続して発刊できておりますことに感謝を申し上げます。様々な視点によりご寄稿いただいている「総合誌さらべつ」は本村の貴重な文化資源として重要な役割を果たしていることから、本年度も発刊へ向け、取り組んでまいります。

改善センター図書室は、購入図書を精選し適正な管理を行い、限られたスペースを有効に活用しながら、様々な年代の方が気軽に図書と触れ合える場や利用者が求める情報の提供に努めます。他図書館との相互貸借制度の活用を継続し、当図書室に蔵書がなくとも利用できる体制を引き続き整えてまいります。また、図書室運営が活性化するよう工夫をしてまいります。

さらに、子どもたちに図書を身近に感じてもらえるよう、上更別小学校や上更別こどもセンターでの移動図書をはじめ、図書室での読み聞かせ事業や図書室まつりなどのイベントを継続実施し、幼少期から本に親しみを持つ機会を設けるなど、住民が気軽に利用できる魅力ある場所となるよう努めます。

北海道指定天然記念物ヤチカンバは、本年度も有識者のご協力を得ながら、引き続き植生再生試験区の追跡調査及び支障植物のモニタリング実施、また、新たな取組として、保護地域内におけるヤチカンバ更新箇所の新出を実施し、播種や育てた苗の植栽をするなど、貴重樹種の保護対策を進めてまいります。

スポーツ活動は、心身の健全な発達を促し、体力向上をはじめ、達成感や精神的充足を図ることができるなど大変意義深いものであるため、各団体の自主的な活動に対して支援を行い、村民誰もが元気に生き生きとした生活が送れるよう、改めて生涯スポーツの振興を推進してまいります。

各社会体育施設につきましては、利用に支障が生じないよう適切な維持管理に努めてまいります。また、令和5年度より柔剣道場、農業者トレーニングセンター、コミュニティプールを指定管理者による管理へ移行しており、引き続き民間のノウハウを活用した施設の有効利用を図り、指定管理者と連携しながら村民の皆様の健康増進機会の拡大に努めてまいります。

令和8年度の教育委員会関係の主な事業といたしまして、学校教育関係事業として紙面にあります以下の10点、社会教育関係事業といたしましては以下の11点でございます。

以上、教育行政の基本的な考え方を申し上げまして、村議会議員各位並びに村民の皆様のなご一層のご指導とご協力をお願い申し上げます、教育行政執行方針といたします。

○議 長 これです村長からの村政執行方針、教育長からの教育行政執行方針についての説明を終わります。

◎日程第8 諮問案第1号

○議 長 日程第8、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題

といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件であります。

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により次の者を推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

意見を求める方は、北海道河西郡更別村字更別194番地67にお住まいの梶幸子さん、昭和40年7月23日生まれ、60歳であります。

梶様は、令和5年より2期にわたって長く村の人権擁護委員として務めてこられました。誠実で見識も高く、村民の皆様からの信頼も厚いことから、今回引き続き委員として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は令和8年7月1日より3年間です。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件は、原案による者を適任と認めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、原案による者を適任者と認め、推薦に同意することに決定しました。

◎日程第9 議案第10号

○議 長 日程第9、議案第10号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第10号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件であります。

更別村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任いたしたいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を得ようとする方は、更別村字上更別南11線50番地1にお住まいの渡邊浩明さんであります。昭和55年12月19日生まれ、45歳であります。

渡邊氏は、令和5年より3年間村の固定資産評価審査委員会委員を務められております。

実直で公平、公正な人柄から、引き続き委員としてお願いいたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は令和8年3月20日より3年間であります。

以上、ご提案申し上げ、ご同意方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第10号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案はこれに同意することに決定しました。

◎日程第10 議案第11号

○議 長 日程第10、議案第11号 更別村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第11号 更別村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件であります。

更別村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを育てている家庭が月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付として乳児等通園支援事業が創設をされ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）において市町村による認可事業として位置づけられ、その事業者の運営について確認を行うため、内閣府令で定められている特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に基づき条例を制定する必要があるため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、1、総則として趣旨及び一般原則に関し必要な事項を規定するものであります。2として、利用定員に関する基準及び運営に関する基準に関し必要な事項を規定するものであります。3として、雑則として電磁的記録に関し必要な事項を規定するものであります。

なお、酒井子育て応援課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げます、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 条例本文について説明する前に、このたびの条例制定における概略をご説明いたします。

乳児等通園支援事業は、現行の幼児教育・保育給付とは別に、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもが月一定時間までの利用可能枠の中で保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できるものとして児童福祉法において規定されるとともに、子ども・子育て支援法に乳児等のための支援給付として規定され、令和8年4月より全国の自治体で実施することになります。令和7年12月議会において更別村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご審議いただき、可決していただきました。このたびの更別村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例は、更別村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例により、村が認可した事業者について施設型給付、地域型保育給付の対象となる事業者を確認するために内閣府令で定められている特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準に基づき制定が求められているものです。

それでは、議案第11号 更別村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について補足説明を申し上げます。

1 ページをおめくりいただきまして、第1章は総則について、第2章は特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準について、第3章は雑則について規定しています。

第1条は、趣旨について規定しており、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めることを規定しています。

第2条は、一般原則について規定しており、特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境がひとしく確保されることを目指さなければならないこととしています。

また、常に子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努め、人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うこととしています。

第2章、第1節は、利用定員に関する基準についての規定になります。

第3条は、利用定員について規定しており、事業者は、1時間当たりの利用定員のほか、開所日数等を考慮して一月当たりの利用定員を定めるものとしています。

第2節は、運営に関する基準についての規定になります。

第4条は、面談について規定しており、最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに子どもの保護者の心身の状況などを把握するための面談を実施することのほか、事業者が支払いを受ける費用に関する事項等を記した文書を交付することとしています。

第5条は、正当な理由のない提供拒否の禁止について規定しており、事業者は、利用の申込みを受けたときは正当な理由がなければ拒んではならないこととしています。

第6条は、あっせん及び要請に対する協力について規定しており、村が行う利用のあっ

せん及び要請にできる限り協力することとしています。

第7条は、乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認について規定しています。

第8条は、乳児等支援給付認定の申請に係る援助について規定しており、給付認定を受けていない保護者からの利用の申込みがあった場合には速やかに認定申請が行われるよう援助することとしています。

第9条は、心身の状況等の把握について規定しており、事業者は、子どもと保護者の心身の状況、養育環境等について把握に努めることとしています。

第10条は、特定教育・保育施設等との連携について規定しており、事業者は、特定教育・保育との円滑な接続に資するよう子どもに係る情報の提供、連携に努めることとしています。

第11条は、特定乳児等通園支援の提供の記録について規定しており、事業者は、特定乳児等支援を提供した日時、時間等を記録することとしています。

第12条は、支払いについて規定しており、事業者は、法定代理受領を受けないときは保護者から特定乳児等通園支援費用基準額の支払いを受けることとしています。

また、保護者の同意の下、特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いのほか、第3項各号に記載する費用の額の支払いを保護者から受けることができることとしています。

第13条は、乳児等支援給付費の額に係る通知等について規定しており、事業者は、法定代理受領により乳児等支援給付費の支給を受けた場合は保護者に対し乳児等支援給付費の額を通知しなければならないこととしているほか、法定代理受領を行わない費用の額の支払いを受けた場合は提供した支援の内容等について記載した特定乳児等通園支援提供証明書を保護者に交付することとしています。

第14条は、特定乳児等通園支援の取扱方針について規定しており、事業者は、子どもと保護者の心身の状況等に応じて特定乳児等通園支援の提供を適切に行うこととしています。

第15条は、特定乳児等通園支援に関する評価等について規定しており、事業者は、提供する特定乳児等通園支援の評価を行い、その改善を図ることとしているほか、外部の者による評価を受けて改善を図るよう努めることとしています。

第16条は、相談及び援助について規定しており、事業者は、子どもと保護者の心身の状況や養育環境の把握に努め、相談に応じ必要な助言や援助を行うこととしています。

第17条は、緊急時等の対応について規定しており、事業所の職員は、子どもの体調に急変が生じた場合などには保護者または医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講ずることとしています。

第18条は、乳児等支援給付認定保護者に関する村への通知について規定しており、事業者は、保護者が不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受けているようなときには村に通知することとしています。

第19条は、運営規程について規定しており、特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針のほか、各号に記載する規定を定めることとしています。

第20条は、勤務体制の確保等について規定しており、事業者は、子どもに対し適切な特定乳児等通園支援を提供できるよう職員の勤務の体制を定めることとするほか、職員の資質向上のための研修の機会を確保することとしています。

第21条は、利用定員の遵守について規定しており、事業者は、利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行うことができないこととしています。

第22条は、掲示等について規定しており、事業者は、事業所内に運営規程の概要、職員の勤務体制、保護者から支払いを受ける費用等について掲示するとともに、自動公衆送信を活用して閲覧に供することとしています。

第23条は乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則について、第24条は虐待等の禁止について、第25条は秘密保持等について規定しています。

第26条は、情報の提供等について規定しており、事業者は、特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努め、広告をする場合には虚偽や誇大なものとしてはならないこととしています。

第27条は、利益供与等の禁止について規定しており、事業者は、ほかの事業者に対し当該事業者を紹介してもらうことやほかの事業者を紹介することの対償として利益を供与、收受してはならないこととしています。

第28条は、苦情解決について規定しており、事業者は、認定子ども等からの苦情に対応するための窓口を設置することとし、苦情があった場合には内容を記録することとしています。

また、苦情に対して村が実施する事業に協力するよう努めることとし、検査に応じ、調査に協力し、指導または助言を受けた場合は必要な改善を行うこととしています。

第29条は、地域との連携等について規定しています。

第30条は、事故発生の防止及び発生時の対応について規定しており、事業者は、事故の発生、再発を防止するための指針を整備するほか、事故が発生した場合には改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること、事故発生防止のための研修を行うこととしています。

また、事故が発生した場合は村と子どもの家族等に連絡をし、必要な措置を講じ、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を行うこととしています。

第31条は、会計の区分について規定しています。

第32条は、記録の整備等について規定しており、事業者は、関係諸記録を整備し、完結の日から5年間保存しなければならないこととしています。

第3章、雑則。

第33条は、電磁的記録等について規定しており、事業者は、書面等の交付または提出について保護者の承諾を得て電子情報処理組織を使用する方法により提供することができることとしています。

また、この条例の規定による書面等による同意の取得について、電子情報処理組織等を利用するに当たって準用するための読替規定を記しています。

最後に、附則でこの条例の施行日を令和8年4月1日と規定するものでございます。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第11号 更別村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため午後1時半まで休憩いたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第11 議案第12号

○議 長 日程第11、議案第12号 更別村勤労者会館設置条例を廃止する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第12号 更別村勤労者会館設置条例を廃止する条例制定の件であります。

更別村勤労者会館設置条例（昭和51年更別村条例第21号）を廃止する条例を別紙のとおり制定するものであります。

理由といたしまして、建物の老朽により当該施設の取壊しを行い、今後新たに施設を設置する見込みがないことから、当該条例を廃止するため、この条例を制定しようとするものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。更別村勤労者会館設置条例（昭和51年更別村条例第21号）は、廃止する。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第12号 更別村勤労者会館設置条例を廃止する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第13号

○議 長 日程第12、議案第13号 更別村公共下水道条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第13号 更別村公共下水道条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村公共下水道条例（平成12年更別村条例第43号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、下水道法（昭和33年法律第79号）第25条に基づき公共下水道管理者において制定する条例に係る技術的助言である標準下水道条例について（昭和34年11月18日付厚生省衛発第1108号・建設省計発第441号）の改正に伴い、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、災害その他の非常の場合において、村長が認めたときは他の市町村長の指定を受けた指定工事店が工事を行うことが可能となるよう規定を改めるものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。現行の排水設備指定工事店の指定を規定する第6条第1項の下線部、「(規則で定める軽微な工事を除く。)」の部分を改正後は、同じく第6条第1項下線部、「は、次の各号に掲げる工事を除き」と改めるものであります。

さらに、第1号として新たに「規則で定める軽微な工事」を加筆し、第2号「災害その他非常の場合において、村長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事」を加筆するものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第13号 更別村公共下水道条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第14号

○議 長 日程第13、議案第14号 更別村個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第14号 更別村個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村個別排水処理施設管理条例(平成14年更別村条例第14号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、個別排水処理施設使用料について、地方税共同機構が運営す

る地方税共通納税システムに対応するため、北海道自治体情報システム協議会の行政情報システムである上下水道管理システムで管理することに伴い、納期限を水道料金及び下水道等使用料と同日である使用月の翌月25日とする必要があることから、関係条例の一部を改正するため、本条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、第9条第2項中「月分を」の次に「翌月」を加えるものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。現行の使用料の徴収を規定する第9条第2項の下線部にある、25日の前の下線部ですけれども、これは改正後は25日の前に「翌月」を加筆するものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第14号 更別村個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第15号

○議 長 日程第14、議案第15号 更別村農業集落排水条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第15号 更別村農業集落排水条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村農業集落排水条例（平成14年更別村条例第49号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、下水道法（昭和33年法律第79号）の第25条に基づき、公共下水道管理者において制定する条例に係る技術的助言である標準下水道条例について（昭和34年11月18日付厚生省衛発第1108号・建設省計発第441号）の改正に伴い、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、災害その他の非常の場合において、村長が認めたときは他の市町村長の指定を受けた指定工事店が工事を行うことが可能となるよう規定を改めるものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。現行の排水設備指定工事店の指定を規定する第7条第1項の下線部、「（規則で定める軽微な工事を除く。）」を改正後は、同じく第1項の下線部、「は、次の各号に掲げる工事を除き」に改めるものであります。

なお、新たに第1号として「規則で定める軽微な工事」、新たに第2号として、下線部、「災害その他非常の場合において、村長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事」を加筆するものであります。

現行の除害施設の設置等を規定する第12条第1項、下線部、「下水道法」とあるのを改正後は、下線部、第12条第1項、「下水道法（昭和33年法律第79号）」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第15号 更別村農業集落排水条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第16号

○議 長 日程第15、議案第16号 更別村水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第16号 更別村水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村水道事業給水条例（平成10年更別村条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、国土交通省からの地方自治法に基づく技術的助言である災害その他非常の場合における給水装置工事の施行について（令和7年4月22日付国水水第29号）の通知により、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、災害その他非常の場合においては、他の市町村である水道事業体または他の市町村長等の指定を受けた指定給水装置工事事業者が工事を行うことが可能となるよう改めるものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。工事の施行を定める第6条の第2項から4項の後に改正後は第5項として、下線部、「第1項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、村長が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者より法第16条の2第1項の指定を受けた者に給水装置工事を施行させることができる。」を新たに加筆するものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第16号 更別村水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第17号

○議長 日程第16、議案第17号 更別村立特定教育・保育施設保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第17号 更別村立特定教育・保育施設保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村立特定教育・保育施設保育料等徴収条例（昭和49年更別村条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを育てている家庭が月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付として乳児等通園支援事業が創設をされ、令和8年4月からこの事業の提供を行うことから、新たな保育料等の設定をする必要があるため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、乳児等通園支援事業に係る1時間当たりの保育料を定めるものであります。

なお、酒井子育て応援課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 それでは、議案第17号 更別村立特定教育・保育施設保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件につきまして補足説明いたします。

本条例の改正は、令和8年4月より実施する乳児等通園支援事業に関する保育料を制定する必要があるため、このたび条例の一部を改正する条例を制定するものです。

新旧対照表を御覧ください。改正後の第1条は、趣旨に新たに乳児等通園支援事業保育料を加えるものです。

改正後の第2条は、別表第5に乳児等通園支援事業保育料を規定することから改めるものです。

改正後の第4条は、保育料等の徴収に関し、乳児等通園支援事業保育料を規定するものです。

次に、別表第5、第2条関係としまして乳児等通園支援事業保育料を定めるものです。

次のページを御覧いただきたいと思います。基本的な保育料は、現在行っている一時保育料に合わせ、ゼロ歳から1歳は1時間300円、2歳児以上は1時間200円とするものです。

前のページにお戻りいただきたいと思います。このほか、国から示されている負担軽減措置として、生活保護法による被保護世帯は無料、市町村民税所得割合算額7万7,101円未

満世帯、要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯等、その他村長が保育料を減額することが適当であると認める世帯は1時間100円とし、市町村民税非課税世帯は村では一時保育料の利用料を返還事業の対象としていることから、無料とするものです。

附則でございます。本条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第17号 更別村立特定教育・保育施設保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第18号

○議 長 日程第17、議案第18号 更別村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第18号 更別村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年更別村条例第29号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）が一部改正されたことに伴い、更別村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、1、乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程における利用定員について、乳児、幼児の区分ごとに定めるものとされていたところ

乳児、幼児の区分を問わず利用定員の総数のみを定めることを可能とするものであります。2として、一般型乳児等通園支援事業に係る規定に設備及び職員の基準の特例に関する規定を加えるものであります。

なお、酒井子育て応援課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 それでは、議案第18号 更別村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして補足説明いたします。

本条例は、児童福祉法の規定に基づき市町村が条例で定めることとされている乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものです。条例のよりどころとしている内閣府令が改正されたことを受け、このたび条例の一部を改正する条例を制定するものです。

新旧対照表を御覧ください。第9条、第10条、第13条の改正は、内閣府令に合わせて文言整理を行うものです。

第16条第6号の改正は、乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規定における利用定員について乳児、幼児の区分ごとに定めることとされていましたが、乳児、幼児の区分を問わず利用定員の総数のみを定めることを可能とするものです。

第16条第7号、第18条の改正は、内閣府令に合わせて文言整理を行うものです。

第20条第3項の改正は、余裕活用型乳児等通園支援事業とは、利用児童数とその施設または事業に係る利用定員の総数に満たない場合に利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業とされていますが、利用定員の定義を定めるものです。

第22条の2は、一般型乳児等通園支援事業に係る条文に設備及び職員の基準の特例に関する規定を新たに加えるものです。

第26条の改正は、一般型乳児等通園支援事業について規定する第23条及び第24条を余裕活用型乳児等通園支援事業において準用するための規定のうち、後段の読替規定を削除するものです。

第27条の改正は、内閣府令に合わせて文言整理を行うものです。

附則でございます。本条例は、令和8年4月1日より施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第18号 更別村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第19号

○議 長 日程第18、議案第19号 更別村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第19号 更別村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村学校給食センター設置条例（昭和40年更別村条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、学校給食センターの移転に伴い、設置位置の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、学校給食センターの位置につきまして「更別村字更別南3線90番地1」から「更別村字更別南1線101番地1」に改めるものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。現行の設置を規定する第2条第1項の下線部、位置、一番下段です。下のほうにありますけれども、下線部、「南3線90番地1」を改正後は「南1線101番地1」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第19号 更別村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第20号

○議 長 日程第19、議案第20号 第6期更別村総合計画における基本構想変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第20号 第6期更別村総合計画における基本構想変更の件であります。

更別村議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成28年更別村条例第17号）第2条第2号の規定により、第6期更別村総合計画における基本構想を別紙のとおり変更するものであります。

1の理由といたしまして、第6期更別村総合計画における基本構想の変更につきまして、更別村議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成28年更別村条例第17号）第2条第2号の規定により議決を経ようとするものであります。

2の要旨といたしまして、1、計画期間の終期を令和9年度、2027年度から2か年延長し、令和11年度、2029年度とするものであります。2として、人口の指標の目標人口を令和9年、2027年3,180人から令和11年、2029年は3,024人に改め、年齢構成別人口を所要の数値に改めるものであります。

なお、本内企画政策課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 議案第20号 第6期更別村総合計画における基本構想変更の件について補足説明させていただきます。

今回の変更は、総合計画とデジタル田園都市国家構想総合戦略を一体化するために計画終期をそろえるためのものですので、初めに総合計画と総合戦略の法的根拠についてご説明いたします。地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置として平成23年に地方自治法の一部が改正され、市町村基本構想、いわゆる総合計画の策定義務が廃止されました。現在の総合計画は、当時の総務大臣通知で各自治体の自主的な判断により基本構想を議会の議決を経て策定することは可能であるとされたことから、法律上の策定根拠はなくなりましたが、本村では引き続き村の最上位計画として総合計画を策定することとし、基本構想の策定、変更または廃止をすることを議会の議決に付すべき事件として条例に規定して

います。一方、総合戦略は、平成26年に制定されたまち・ひと・しごと創生法において国及び都道府県の総合戦略を勘案して市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるよう努めなければならないとされています。

次に、両計画の計画期間についてですが、第6期総合計画は平成30年度から令和9年度までの10か年を計画期間としています。一方、第3期総合戦略は令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間としており、計画終期が2か年ずれております。本村では総合計画を上位計画として位置づけていることから、総合計画を基に総合戦略を策定していますが、必然的に計画事業が重複するため、進捗管理業務も重複しているところでございます。両計画を一体化することについて、国では基本的には単独の地方版総合戦略として策定することが適切とした上で、地方版総合戦略としての内容も備えている場合は一つのものとして策定することは可能としております。

また、両計画の策定において重要な要素である人口推計について、総合戦略策定に必須となっている人口ビジョンの策定が国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を基にする北海道の人口ビジョンを勘案する必要があることから、計画始期を合わせることで効率的な計画策定が可能となります。なお、両計画の策定や進捗管理を諮問している夢大地さらべつ推進委員会において一体化についてのご意見をお伺いしたところ、異議なしとの回答をいただいているところでございます。

こうしたことから、第3期総合戦略と計画終期をそろえ、次期計画を一体化して策定するため、第6期総合計画の計画期間を2か年延長するものでございます。

次に、基本構想の変更内容をご説明いたします。別紙に変更後の基本構想の全文を添付してございますが、議案資料として変更箇所を抜粋したものを提出しておりますので、そちらを御覧いただきたいと思っております。変更箇所は見え消しの部分で、2、計画の構成と期間の「平成39（2027）年度までの10年間」を新たに「令和11（2029）年度までの12年間」に改め、下段の図に記載している年度もそれぞれ改めるものでございます。

次のページをお開きください。3、人口の指標の文章中「平成39（2017）」を「令和11（2029）」に改め、図表の右欄、目標人口の中の「平成39年（2027年）」を「令和11年（2029年）」に改め、総人口及び年齢構成別人口を第3期デジタル田園都市国家構想総合戦略に定める目標人口に合わせるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これでは討論を終わります。

これから議案第20号 第6期更別村総合計画における基本構想変更の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第21号

○議 長 日程第20、議案第21号 更別村過疎地域持続的発展市町村計画の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第21号 更別村過疎地域持続的発展市町村計画の件であります。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第7項の規定により、更別村過疎地域持続的発展市町村計画を別紙のとおり定めるものであります。

理由といたしまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和8年度から令和12年度の北海道過疎地域持続的発展方針が定められたことから、令和8年度から令和12年度までの期間に係る産業基盤、生活環境、保健、福祉、医療等に関する整備計画を総合的に策定するものであります。

なお、本内企画政策課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 議案第21号 更別村過疎地域持続的発展市町村計画の件について補足説明させていただきます。

過疎地域持続的発展市町村計画につきましては、令和3年4月1日に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき策定しているところでございます。現在の計画は、北海道が示した過疎地域持続的発展方針に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年を計画期間としております。今般北海道が新たな過疎地域持続的発展方針を策定したことから、令和8年度から令和12年度までの5か年を計画期間とする更別村過疎地域持続的発展市町村計画を法第8条の規定により議会の議決を経て策定しようとするものでございます。

なお、計画の策定に当たっては法第8条第7項にあらかじめ都道府県と協議しなければならないと規定されておりますが、北海道との協議については2月4日に協議が調っているところでございます。

それでは、計画の内容についてご説明申し上げます。別紙の計画案を御覧ください。基本的な事項として本村の過疎の状況でございますが、人口の推移については3ページから記載しております。平成5年頃から微増減を繰り返す横ばいの状態が続いておりましたが、近年では減少数が増えてきているところでございます。

次に、13ページから記載をしております地域の持続的発展の基本方針でございますが、前期計画において各種の事業を推進してきたところでございますが、少子高齢化はさらに加速し、円安による物価高など、現在も本村を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。一方では地域間交流の拡大、情報通信の発達、価値観の多様化等、時代の潮流が大きく変化しています。このような状況の中、本村の産業の振興、住民生活の安定と福祉の向上を図り、第6期総合計画の目指す方向である住みたい、住み続けたいまち、ともにつくろうみんなの夢大地を実現するために必要な施策、事業を積極的に進めることとしております。計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年としております。

16ページからは分野別の持続的発展対策を記載しております。法に基づく12の分野について第6期総合計画と整合性を図りながら現況と問題点、その対策を整理しております。16ページには移住、定住、地域間交流の促進、人材育成、続いて18ページに産業の振興、27ページからは地域における情報化、29ページに交通施設の整備、交通手段の確保、32ページに生活環境の整備、38ページになりますが、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、44ページに医療の確保、46ページに教育の振興、52ページに集落の整備、53ページに地域の文化振興等、54ページに再生可能エネルギーの利用の推進、56ページにその他地域の持続的発展に関し必要な事項となっております。

また、議案資料といたしまして個別事業の概算事業費等を提出しているところでございますので、お目通しいただきたいと存じます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第21号 更別村過疎地域持続的発展市町村計画の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第22号ないし日程第34 議案第35号

○議長 この際、関連がありますので、日程第21、議案第22号 更別行政区会館の指定管理者指定の件から日程第34、議案第35号 協和行政区会館の指定管理者指定の件までの14件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第22号 更別行政区会館の指定管理者指定の件であります。

更別行政区会館の指定管理者を次のとおり指定しようとするものであります。

1、管理を行わせる公の施設の名称及び所在地、施設の名称、更別行政区会館、所在地、更別村字更別南1線74番地4。

2、指定管理者となる団体の名称、更別区区長、塩田靖洋さん。

3、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日までであります。

理由といたしまして、更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年更別村条例第19号）に基づき指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第23号から議案第35号まで、議案第22号と同様に行政区会館の指定管理者指定に関する議案でありますので、管理を行わせる公の施設の名称及び所在地、指定管理者となる団体の名称のみを読み上げさせていただきます。

では、議案第23号であります。更別東行政区会館の指定管理者指定の件であります。管理を行わせる公の施設の名称及び住所は、更別東行政区会館、更別村字更別南4線110番地6。指定管理者となる団体の名称は、更別東区区長、田井一彰さんであります。

続きまして、議案第24号 南更別行政区会館の指定管理者指定の件であります。管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、南更別行政区会館、更別村字更別南4線73番地15。指定管理者となる団体の名称は、南更別区区長、寺井健一さんであります。

続きまして、議案第25号 旭行政区会館の指定管理者指定の件であります。管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、旭行政区会館、更別村字更別北2線110番地2。指定管理者となる団体の名称は、旭区区長、西川公太さんです。

続きまして、議案第26号 北更別行政区会館の指定管理者指定の件であります。管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、北更別行政区会館、更別村字更別南1線110番地10。指定管理者となる団体の名称は、北更別区区長、田中篤さんであります。

議案第27号 平和行政区会館の指定管理者指定の件であります。管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、平和行政区会館、更別村字更別西8線16番地4。指定管理者となる団体の名称は、平和区区長、鶴野岬さんであります。

議案第28号 勢雄行政区会館の指定管理者指定の件であります。管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、勢雄行政区会館、更別村字勢雄170番地19。指定管理者となる団体

の名称は、勢雄区区長、高橋盛治さんであります。

議案第29号 昭和行政区会館の指定管理者指定の件であります。管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、昭和行政区会館、更別村字更南南5線48番地4。指定管理者となる団体の名称は、昭和区区長、岡田恭弘さんであります。

続きまして、議案第30号 更南行政区会館の指定管理者指定の件であります。管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、更南行政区会館、更別村字更南南4線32番地3。指定管理者となる団体の名称は、更南区区長、森田洋樹さんであります。

議案第31号 東栄行政区会館の指定管理者指定の件であります。管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、東栄行政区会館、更別村字上更別南13線109番地8。指定管理者となる団体の名称は、東栄区区長、及川政人さんであります。

議案第32号 上更別南行政区会館の指定管理者指定の件であります。管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、上更別南行政区会館、更別村字上更別南15線82番地18。指定管理者となる団体の名称は、上更別南区区長、林徹さんであります。

続きまして、議案第33号 香川行政区会館の指定管理者指定の件であります。管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、香川行政区会館、更別村字上更別南13線104番地6。指定管理者となる団体の名称は、香川区区長、松橋隆英さんです。

続きまして、議案第34号 更生行政区会館の指定管理者指定の件であります。管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、更生行政区会館、更別村字上更別南11線59番地9。指定管理者となる団体の名称は、更生区区長、山中賢一さんであります。

議案第35号 協和行政区会館の指定管理者指定の件であります。管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、協和行政区会館、更別村字弘和535番地2。指定管理者となる団体の名称は、協和区区長、出島嵩久さんであります。

なお、行政区会館の指定管理者指定に関しましては、公募概要、候補者選定過程等を整理したものを議案資料として提出しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから議案第22号から議案第35号までの14件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第22号 更別行政区会館の指定管理者指定の件から議案第35号 協和行政区会館の指定管理者指定の件までの14件を一括して討論、採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号から議案第35号までの14件を一括して討論、採決することに決定しました。

議案第22号から議案第35号までの14件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第22号 更別行政区会館の指定管理者指定の件から議案第35号 協和行政区会館の指定管理者指定の件までの14件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号から議案第35号までの14件は原案のとおり可決されました。

この際、午後2時35分まで休憩いたします。

午後 2時21分 休憩

午後 2時35分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第35 議案第36号

○議 長 日程第35、議案第36号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第8号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第36号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第8号）の件であります。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,444万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億5,364万9,000円とするものであります。

なお、大野副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 それでは、議案第36号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第8号）につきまして補足説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,444万8,000円を追加し、81億5,364万9,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によるものでございます。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正によるものでございます。

初めに、人件費についてご説明いたします。主な理由は、参議院議員選挙などによるものです。各科目におきまして予算の補正がありますが、こちらについては給与費明細書によりご説明いたします。76ページをお開き願います。1、特別職については、給与費がその他の特別職で5万6,000円減額です。

77ページをお開き願います。2、一般職、(1)、総括については、給与費が157万3,000円の減額、共済費が129万2,000円の追加、合計で28万1,000円の減額です。手当ごとの補正後、補正前比較の金額については、職員手当等の内訳をご参照願います。

78ページは給料及び職員手当等の増減額の明細、79ページは給料及び職員手当の状況です、ご参照願います。

80ページ、81ページは、給料及び職員手当等の科目別内訳です。補正後の款項目別の内訳を記載しておりますので、ご参照願います。

続きまして、歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。なお、事業実績などによる増減、各施設の燃料、光熱水費などについてはご説明を省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、歳出からご説明いたします。24ページをお開き願います。款1議会費は、事業実績などによる減額です。

25ページをお開き願います。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、5,664万7,000円を追加し、補正後の額を12億7,216万円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費は、人事異動に伴う増額。28ページをお開き願います。(10)、寄付金管理事業は、寄附見込額の増に伴う返礼品及び寄付金管理基金積立金の増額です。

29ページをお開き願います。目3財産管理費は、業務実績などによる減額です。

目4地方振興費は、466万2,000円を減額し、補正後の額を6億2,970万5,000円とするものでございます。30ページを御覧願います。説明欄(7)、まち・ひと・しごと創生寄付金事業は、寄附実績に伴う増。31ページをお開き願います。(12)、地域社会DX推進パッケージ事業は、当初予算で見込んでいた事業のうち国庫補助対象外の経費があり、減額しております。

目5交通安全費、目6公平委員会費、目7車両管理費は、いずれも事業実績などによる減額です。

33ページをお開き願います。目8村有林管理費は、525万4,000円を追加し、補正後の額を3,357万9,000円とするものでございます。説明欄(3)、村有林野基金積立金は、立木売却、素材売払収入の増による村有林野基金への積み増しです。

目9住民活動費は、事業実績による減額です。

目10財政調整基金費は、36万5,000円を追加し、補正後の額を1億998万1,000円とするも

のでございます。普通預金利息の増です。

34ページを御覧願います。目11公共施設等整備基金費は、3億9,976万8,000円を追加し、補正後の額を4億379万9,000円とするものでございます。公共施設等整備基金への積み増しです。

目12減債基金費は、699万4,000円を追加し、補正後の額を797万8,000円とするものでございます。説明欄(1)、減債基金積立金は、令和7年度普通交付税、臨時財政対策債償還金費を減債基金へ積み増すものです。

項2徴税费、項3戸籍・住民基本台帳費、項4選挙費、項5統計調査費、項6監査委員費は、いずれも事業実績などによる減額です。

37ページをお開き願います。款3民生費、項1社会福祉費は、いずれも事業実績などによる減額です。

41ページをお開き願います。項2児童福祉費は、4万8,000円を追加し、補正後の額を3億2,345万円とするものでございます。事業実績などによる減額のほか、認定こども園施設型給付費の増などです。

43ページをお開き願います。項3老人福祉費は、事業実績による減額です。

45ページをお開き願います。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、目2予防費、目3環境衛生費、目5保健推進費は、いずれも事業実績などによる減額です。

なお、目4診療所費は、歳入歳出の均衡を図るため特別会計、診療施設勘定繰出金を増額しております。

49ページをお開き願います。項2清掃費、項3上水道費、項4下水道費は、事業実績などによる減額です。

50ページを御覧願います。款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費、款10教育費、款12公債費は、いずれも事業実績などによる減額です。

歳出の説明は以上とさせていただきます。

次に、歳入についてご説明させていただきます。10ページをお開き願います。款1村税、款2地方譲与税、款3利子割交付金、款4配当割交付金、款6法人事業税交付金、款7地方消費税交付金、款8環境性能割交付金は収入の実績または見込みなどによる増額、款9地方特例交付金は償却資産特例の実績による減額です。

13ページをお開き願います。款10地方交付税は地方交付税の確定に伴う増額、款11交通安全対策特別交付金は事業実績などによる減額、款12分担金及び負担金は道営事業分担金の確定による減額です。

14ページを御覧願います。款13使用料及び手数料は、施設の使用料及び手数料などの実績または見込みによる増額です。

15ページをお開き願います。款14国庫支出金は、各事業費等の実績などによる減額です。

17ページをお開き願います。款15道支出金は、各事業費等の実績などによる増額です。

19ページをお開き願います。款16財産収入は、村有地貸付収入、各基金の預金利子、立

木売払収入などによる増額です。

20ページを御覧願います。款17寄附金は、1億700万円を追加し、補正後の額を6億810万円とするものでございます。ふるさと納税及びまち・ひと・しごと創生寄附金の実績などによる増額です。

款18繰入金は、各事業の実績などによる減額です。

21ページをお開き願います。款20諸収入は、各事業の実績などによる減額です。

23ページをお開き願います。款21村債は、1億1,180万円を減額し、補正後の額を11億2,370万円とするものでございます。各事業の実績に伴う借入額の確定に伴う減額です。

歳入のご説明は以上となります。

続きまして、第2表、債務負担行為補正についてご説明いたします。6ページをお開き願います。債務負担行為の補正につきましては、記載のとおりでございます。更別行政区会館ほか13行政区会館の施設管理委託料について、期間が令和8年度から令和12年度まで、限度額合計869万5,000円を追加するものです。

最後に、第3表、地方債補正についてご説明いたします。7ページを御覧願います。地方債の補正につきましては、記載のとおりでございます。各事業の実績などに伴い、緊急防災・減災事業債は補正後の限度額を2,710万円、辺地対策事業債は補正後の限度額を4億3,220万円、過疎対策事業債は補正後の限度額を6億6,440万円とし、補正後の限度額合計を11億2,370万円と変更するものでございます。

以上、令和7年度更別村一般会計補正予算（第8号）の補足説明は以上でございます。

○議 長 お諮りいたします。

議案第36号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第8号）の件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定いたしました。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、荻原さん。

○6番荻原議員 30ページ、備考欄（9）、奨学金返還支援事業についてちょっとお聞きしたいと思います。

この事業については、若い人の定住化、あるいは人材確保ということで今年度から開始された事業ということでございますけれども、今回予算全額減額補正ということになっております。この全額を減額補正に至った経緯をもう少し詳しく説明いただきたいと思います。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 奨学金返還支援事業の減額についてでございますけれども、今年度から新たな事業として取り組んだところでございますが、この事業につきましては村内に住所を置いて新たに就職された方で修学中に奨学金を借入れしていた方で、その返済を支援するといった事業でございますが、予算計上のときには令和7年度に村内での採用予定がある事業所のほうに確認を取りまして必要な分の予算計上をしたところでございますが、実際に採用された方のうち奨学金の貸与を受けていた方がいらっしやらなかったということで返還の支援の対象者がいなかったといったところでございます。年度末まで年度途中の採用も含めまして採用状況を見極めていたところですが、今年度中の執行がほぼなくなつたという形になりましたので、今回全額を減額させていただいたところでございます。

○議 長 荻原さん。

○6番荻原議員 説明ありがとうございます。対象者がいなかったということなのですが、この事業、非常に大切な事業だと思っております。この事業を使つていただくための広報だとか、いろいろな周知の方法だとか、その辺どのような対応を取つてこられたのかを改めてお聞きしたいと思います。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 事業の周知につきましては、広報さらべつ、また更別村のホームページのほか、採用予定のある事業所等に求人の際に更別村においてはこういった支援制度がありますよといったことを募集の中に盛り込んでいただくような形で周知をしてきたところでございます。

以上です。

○議 長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 歳入のほう、17ページ、総務費道補助金で地域づくり総合交付金1億2,764万7,000円、これが給食センターや福祉ホームのほうの補助金であるというふうに理解していますけれども、この内訳と、そのおかげで例えば村債とかが減っているの、どの分を逆に減らしたのかといった内訳について、この総額だけでなく知りたいので、教えてください。よろしく願いいたします。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 まず、私のほうでは地域づくり総合交付金の内訳のほうを担当しておりますので、こちらのほうをご説明したいと思います。

今回につきましては、まず福祉灯油事業で75万円、精神障害者地域活動支援センター等通所交通費補助事業、こちらに14万円、災害時備蓄計画に基づく備蓄品購入事業で30万円、学校給食センター改築事業で1億円、グループホーム等整備事業で1,850万1,000円、共生型地域福祉拠点整備促進事業、こちらはどちらも福祉ホームのほうになりますが、こちらで875万6,000円、合計で1億2,844万7,000円となっております。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 村債のほうでございますけれども、今説明がありましたとおり学校給食センターに補助金が交付されることになりましたので、23ページに村債の補正があります。この中に学校給食センターの改築事業で5,000万の過疎債が減額になっておりますので、これが補助金の交付によりまして減額した部分でございます。

以上でございます。

○議 長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 どうもありがとうございます。大変多額の補助金が思いがけず入って非常にうれしいことですが、今給食センターで道のほうから1億円と、村債は5,000万円を削減したと、残り5,000万円はどこか別のところで、そこから振り替えているということなのかと思いますけれども、それについてもう少し説明をお願いいたします。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 今学校給食センターの細かい事業の財源の内訳持ち合わせていないのですけれども、補助金が1億があつて過疎債が5,000万、残りは一般財源で予定していたと思います。

以上でございます。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 すみません。51ページの農業政策推進事業経費の関係で18の負担金補助及び交付金、更別村農業担い手育成センターの助成金の計上ですが、それなりに活動はしていると思うのですが、多分当初予算額の全額を今回補正しているという形なので、何か特別事情がありましたらご説明をお願いいたします。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 更別村農業担い手育成センター助成金関係でよろしかったでしょうか。こちらのほう当初61万9,000円の村からの負担、またJAさんからの負担金もいただいてということで予定をしていたのですが、この中でも専門推進員を雇う経費というのを見込んでいたところなのですが、昨年に引き続き専門推進員の方の候補者を見つけることができなくて、こちらのほうの業務等については職員のほうで対応してきたところがございます。そういった支出がなかったものですから前年の繰越金の中で残る事業等の実施ができたものですから、今ご指摘のあったように全額減額しているというふうな状況になってございます。

以上です。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 説明ありがとうございます。どちらかというとな農業後継者も含めてという部分の専門推進員という形で過年度からそれなりの、専門員は替わっていますけれども、数名の方が担当されてきた経緯があるということでございますけれども、残念ながら人員が確保できなかったというご説明でございましたけれども、この考え方というのは、

来年度に向けての話になってしまうのでしょうかけれども、推進員というのを継続していくのか、あるいはこの状態が、推進員がいないのであればある程度見直すのか、その見解があればちょっとご説明いただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長 長 高橋産業課長。

○産業課長 今お話のあったように、専門推進員のほうなのですが、なかなか探してもとつか、当たっても引き受けていただける方がいないという中で、今言われたようなところを含めて今後総会等に向けて調整等をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 35ページ、備考欄の真ん中からちょっと下あたりですか、(3)の証明書コンビニ交付事業ということでちょっとお聞きしたいと思いますが、マイナス4万4,000円ということなのですが、これは3月末の異動シーズンも見据えた上でこの金額を減額されたということで私は思うのですが、このコンビニ交付の関係、今年度の件数どのような状況なのか、その辺もうちょっと詳しく説明いただければと思います。

○議長 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 ご質問のありましたコンビニ交付事業の関係でございまして。まず、今回の補正の理由です。ご説明をさせていただきたいと思いますが、まず当初予算では年間の想定としまして住民票、これは謄本と抄本が一緒になりますけれども、240件、また印鑑証明につきましては同じ240件ですか、合計で480件を見込んでおりました。それで、令和8年1月末までの実績でございまして、あくまでコンビニ交付分ですが、住民票で131件、印鑑証明書が122件、合計で253件ということになります。また、3月末までの予測を80件程度見込みまして計算した残額を今回、4万4,000円になりますけれども、減額とさせていただいております。

また、今ご質問のあったコンビニ交付の状況になりますけれども、まず住民票になります。役場の窓口を含めると1月末で823件になります。先ほどご説明したとおり、コンビニ件数が131件ということになります。また、印鑑証明ですけれども、こちらも窓口を含めると922件、そのうちコンビニ件数が122件ということで、先ほどご説明したとおりコンビニの合計が253件ということで、この利用率を計算しますと14.5%程度になっていると思われまして。それで、昨年1年の実績を計算したところ住民票と印鑑証明を合わせまして全体で2,324件、これ1年間です、になりました。その件数に対しましてコンビニが328件ということで、1年で利用率が計算すると大体14%ということになっております。それで、先ほどご説明したとおりなので、今年については1月末でもう既に14%を超えておりますので、3月末までにはさらに増加をすると期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 3番、斎藤さん。

○3番齋藤議員 30ページです。総務費、地方振興費のうちのまち・ひと・しごと創生寄付金事業と、いわゆる企業版ふるさと納税の寄附に伴う支出で600万円新たに積み立てることができたと、大変喜ばしいのですが、その他業務委託料で532万円実績増に伴って増えているということですが、歳入側の寄附金のところを見てもみますと、20ページです、まち・ひと・しごと創生寄附金の増額700万円と、寄附金の増額に対して600万円が積み立てられているのはいいのですが、500万円以上の経費が新たに発生していると、この辺の事情についてご説明いただければと思います。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 まち・ひと・しごと創生寄付金事業の関係でございますが、まず積立金の600万につきましては今年度寄附を受けた、今回補正に入れている700万のうちの600万円になりますが、こちらについては企業から寄付金事業の公募がありまして、そこに手挙げをして採択を受けた形になってございます。この分につきましては今年度寄附をいただけるのですけれども、使用するのは8年度以降ということになっておりますので、一旦基金に積み上げるという予算措置をしているところでございます。

また、委託料にある寄付金紹介業務委託料につきましては、今年度において公共施設に設置するエアコンの物納をいただけることになりまして、こちらを仲介していただいた企業に対して寄附金、物納なので、時価額の10%を手数料としてお支払いするという事で計上しているものでございますので、物納ということですので、予算上歳入等に金額の掲載はございません。来年度設置する予定の役場庁舎、消防庁舎、ふるさと館、更別小学校、上更別小学校、改善センター、こちらに設置する予定のエアコンのほぼ、一部を除く形になりますが、ほぼ全てを物納の寄附金でいただいたという形になってございます。

以上です。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 すみません。今の関連でエアコンの設置なのでございますけれども、物納いただいて来年エアコンを設置する予定ということで、その経費については入札を行うのか、どのようなになっているのかももう少し補足説明願います。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 物納のエアコンにつきましては、8年度村のほうで工事費を予算化しているところでございます。工事の発注につきましては、規定に基づいて入札で行う予定でございます。なお、当初物納の際に取付けまで含めてのお話もいただいていたところなのですが、このまち・ひと・しごと創生寄附金の制度上、取付け費が寄附に当たらないと、要は寄附金控除の対象にならないといったことから、物納、本体のみの寄附という形になったところでございまして、工事費は村のほうで予算化をしたところでございます。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第36号 令和7年度更別村一般会計補正予算(第8号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第36 議案第37号

○議 長 日程第36、議案第37号 令和7年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第37号 令和7年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の件であります。

第1条として、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,447万6,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1,040万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,068万3,000円とするものであります。

それでは、事業勘定の歳出からご説明を申し上げます。9ページをお開きいただきたいというふうに思います。款1総務費は、172万7,000円を減額し、補正後の額を706万4,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄(1)、総務一般事務経費は、普通旅費、事務用備品購入費の執行残による減額及び国保連合会負担金につきましてはガバメントクラウド移行に伴う構築費用の確定に伴う減額であります。

項3運営協議会費、目1運営協議会費、説明欄(1)、国保運営協議会運営経費は、委員報酬、研修・視察費用の減で15万7,000円の減額であります。なお、13ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

続きまして、10ページをお開きください。款2保険給付費は、451万を追加し、補正後の額を2億6,921万6,000円とするものであります。

項1療養諸費、目1療養給付費、説明欄(1)、療養給付費は支出見込額の増で751万円の増額、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金は支出見込額の減で300万円の減額であります。

款3国民健康保険事業費納付金は、財源振替となります。

続きまして、11ページにまいります。款5保健事業費は、80万4,000円を減額し、補正後の額を1,226万8,000円とするものであります。

項1目1特定健康診査等事業費、説明欄(1)、特定健診・特定保健指導事業は、支出見込額の減で34万5,000円の減額であります。

項2保健事業費、目1保健衛生普及費、説明欄(1)、保健衛生普及事業は支出見込額の減で1万円の減額、説明欄(2)、国保ヘルスアップ事業は支出見込額の減で29万円の減額であります。

続きまして、12ページにまいります。目2疾病予防費、説明欄(1)、疾病予防事業は、インフルエンザ予防接種、高齢者肺炎球菌予防接種の実績により15万9,000円の減額であります。

款7諸支出金は、57万1,000円を減額し、補正後の額を3,130万3,000円とするものであります。説明欄(1)、直営診療施設勘定繰出金は、へき地診療所分を減額するものであります。

続いて、歳入にまいります。7ページをお開きください。款3道支出金は、512万7,000円を増額し、補正後の額を3億3,279万5,000円とするものであります。

項1道負担金、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金は、保険給付費の支出見込みの増により451万円の増、節2特別交付金は61万7,000円の増額であります。

款5繰入金は、364万9,000円を減額し、補正後の額を4,971万3,000円とするものであります。

項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、節2出産育児一時金等繰入金で200万円の減額、節4その他一般会計繰入金で190万6,000円の減額であります。

続きまして、8ページにまいります。項2目1基金繰入金は、財政調整基金繰入金25万7,000円を増額するものであります。

款7諸収入、項2目1雑入、説明欄、特定健康診査受診料は、7万円の減額であります。

次に、診療施設勘定の説明にまいります。歳出からご説明申し上げます。20ページをお開きください。款1総務費は、316万4,000円を減額し、補正後の予算額を3億1,514万3,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄(1)、総務管理経費は、5万円の減額であります。職員11名分の人件費で、支出見込みを勘案し、増額するものであります。なお、24ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、ご参照をよろしく申し上げます。説明欄(2)、総務一般事務経費は、執行残の減額であります。主なものは、節12委託料、医療業務委託料において医師出向委託料、眼底検査等の専門医への委託料を支出見込み減により154万7,000円減額しております。続きまして、21ページにまいります。節26公課費、消費税において令和6年度申告納税分及び令和7年度の間納付分の支出見込み減により22万5,000円を減額しております。説明欄(3)、診療施設維持管理経費は、7万9,000円の

減額であります。執行残であります。説明欄（４）、フルタイム会計年度任用職員給与等は、53万7,000円の減額です。執行残であります。

目２車両管理費は、財源振替であります。

款２医業費につきましては、724万2,000円を減額し、補正後の予算額を3,799万5,000円とするものであります。

項１医業費、続いて22ページにまいりますけれども、目１医療用消耗器材費、説明欄（１）、医療用資材購入経費は、資材価格の高騰に伴い医療用消耗品費を81万6,000円増額しております。

目２医薬品衛生材料費、説明欄（１）、医薬品購入経費は、新型コロナワクチン及び带状疱疹ワクチン購入費において接種人数が想定より下回ったため、909万3,000円を減額しております。

目３医療管理費、説明欄（１）、医療管理事業経費は、臨床検査数の増加に伴い検査委託料を19万6,000円、廃棄物処理量の増加に伴い医療廃棄物処理業務委託料を22万円それぞれ増額しております。説明欄（２）、医療機器借上経費は、住宅用人工呼吸器利用数の増加に伴い医療機器借上料を84万8,000円増額しております。

目４寝具費、説明欄（１）、入院資材等借上経費は、支出見込みを勘案し、4万7,000円減額しております。

続きまして、32ページにまいります。目５医療用機械器具費、説明欄（１）、医療機器等整備事業は、電子カルテ機能の追加設定費用で11万円を増額しております。

項２給食費、目１給食費、説明欄（１）、給食事業費は、支出見込みを勘案し、23万円減額しております。

続いて、歳入にまいります。16ページをお開きください。款１診療収入は、3,349万5,000円を減額し、補正後の予算額を1億7,698万円とするものであります。

項１入院収入は、診療報酬の収入状況を鑑み578万7,000円を増額し、補正後予算額3,690万7,000円とするものであります。

項２外来収入は、2,630万6,000円を減額し、補正後の予算額を1億2,106万4,000円とするものであります。当初の見込みより外来患者数が減少していることにより減額を見込んでおります。

続いて、17ページをお開きください。項３その他の診療収入、目１諸検査等収入、説明欄、各種診断料は、収入見込み減により95万円を減額しております。各種予防接種診断料は、新型コロナ等の各種ワクチン接種料の収入見込み減により1,136万6,000円を減額しております。住民検診料は、高齢者健診料の収入見込み減により66万円を減額しております。

款２使用料及び手数料は、5万9,000円を減額し、補正後の予算額を134万5,000円とするものであります。主に収入見込み減により減額しております。

続いて、18ページにまいります。款４繰入金は、2,285万3,000円を増額し、補正後の予算額1億9,026万1,000円とするものであります。

項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、説明欄にまいりまして、一般病床分、救急病床分、その他運営補てん分は、診療所会計の収支の均衡を保つようそれぞれ額を調整しております。

項2 事業勘定繰入金、目1 事業勘定繰入金、説明欄、へき地診療所分は、診療所運営費に対する交付金申請に係る入院日数の減により57万1,000円を減額しております。

款6 諸収入は、10万6,000円を増額し、補正後の予算額を94万3,000円としております。主なものは、項1 雑入、目1 雑入、説明欄、臨床研修費等配分金、実習施設維持費等謝金において研修医や医学生の受入れに伴う謝金等を減額しております。

続いて、19ページにまいります。款7 道支出金は、13万5,000円を増額し、補正後の予算額を36万2,000円とするものであります。

項1 道補助金、目2 医療提供体制設備整備助成金、説明欄にまいりまして、電子処方箋の活用・普及促進事業助成金は、電子処方箋管理サービスを利用するためのシステム構築に係る経費に対する交付金を増額しております。

款8 国庫支出金は、5万4,000円を増額し、補正後の額を43万9,000円とするものであります。

項1 国庫補助金、目3 医療提供体制設備整備交付金、説明欄、オンライン資格確認設備整備費補助金は、医療費助成対象者のオンライン資格確認に必要なシステム構築に係る経費に対する補助金を増額しておるものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、安村さん。

○2番安村議員 申し訳ございません。診療関係の部分で確認をさせていただきたいと思っております。

ページの16ページの歳入欄の関係で、今説明ありましたように外来収入が減ったということの要因での診療収入の減でございますけれども、実質的には状況的に、令和7年度の状況的にどうなのかなという部分の確認をまず1点させてください。なぜかといいますと、一般会計の補正もありましたように、運営費見合い分を2,300万強を支出しているという形でございますけれども、実質的に外来患者も減っている、入院患者が多少動向的には、そんなに減っていないのかなと思いますけれども、さほど増えてもないというような状況かなと思うのですけれども、これら今後の体制も含めてちょっと課題が残るのではないかなというふうに見ていますので、その点の現状の把握についての説明をお願いしたいと思います。

○議 長 岡田診療所事務長。

○診療所事務長 まず、外来患者数の具体的な実績でございますけれども、こちら1月末で整理をしております。外来患者数についてですが、1月末での集計では実人数が9,533

人で前年度より653人の減、延べ人数が1万1,849人で前年度比1,616人の減となっております。概算ではありますけれども、このうち発熱外来の患者さんの延べ人数が1月末で1,791人、前年度比684人の減となっていることから、今回の収入減の主な要因としてこちらの発熱外来の患者さんの減少が要因と考えております。

以上です。

○議長 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 説明ありがとうございます。多分発熱と簡単に言っても諸症状の、新型コロナウイルス感染症なのかインフルエンザなのか分からないですけれども、そういう対応も含めてということではないかなというふうに推測はしていますけれども、発熱に関しては患者等に対してのカウントを今説明いただきましたけれども、これらの不確定要素で決して定数的に一定のルールで見れないという部分があるので、これは致し方ないかなというふうには見なければ駄目なのでしょうけれども、ただ全体的に外来患者が減ってきている、発熱という要因は今回あったかもしれないけれども、減ってきている、なおかつ診療収入が減っている、固定費はある程度毎年かかっているという部分のその三すくみというか、そのトライアングルで動いている中で減ってきているという部分の要因、ただ減っているというのではなくて、やっぱり増員も含めてどういうふうに診療収入を増やしていくかという部分、減らさないで維持もしくは増やしていくかという部分の、そういう部分の努力は必要だと思っているのですけれども、何かいろいろな部分の、今村のほうでも令和8年度に向けてのいろいろな、デジタル化も含めていろいろなことをやろうとしているのだけれども、やっぱり外来人数が減ってくる、もしくは総体的な更別の人口減になっている部分がそれで賄えないという形になるのであれば、それは今後の見直しも必要になってくるかなというふうな、診療体制も含めて見直しが必要なかなというふうに私は感じています。というのは、今一般会計の中での説明もありましたけれども、実質的には在来のお医者さんが4名、それと非常勤が2名、それとそれにまつわるものの理学療法士や何か2名という形の体制取っていますけれども、実質的にはでは非常勤も含めて6名体制本当に必要なかという部分の課題も多分なってくると思うので、その点しっかり踏まえた中の対応をしていかないと私は駄目だと思っているのですけれども、ただ発熱が減ったというだけにとどまっているのか、それともそれらの人たちがよそに行っているのかというのは私は分からないので、その点の押さえ方しっかり今後してもらいたいと思うのですけれども、よろしくお願ひしたいと思います、その点。

○議長 長 意見ですか、質問ですか。

○2番安村議員 発熱だけちょっと教えて。全体的な環境。

○議長 長 診療所事務長さん、今の質問、発熱だけで押さええているのか、ある程度全体を把握した中の減なのか。発熱が主な原因だと思うのですけれども、もしほかに考えられる要因があれば。

岡田診療所事務長。

○診療所事務長　今回補正予算で大幅に減額となった要因につきましては、今の患者さんの減少という要因もあるのですけれども、当初予算の計上の仕方が例年過去3か年の実績を基準としていまして、令和7年度予算につきましては令和3年度、令和4年度、令和5年度の比較的新型コロナウイルス感染症に関する特例加算が手厚かった時期の患者さんの数ですとか診療単価を使用して収入見込額を計算してございました。その分今回令和7年度の決算見込みと少し差が出てしまったという現状もございます。

以上です。

○議　長　2番、安村さん。

○2番安村議員　ありがとうございます。なかなかこれがこれという足したり引いたりの説明できないというのは重々分かっていて質問して申し訳ございません。ただ、言えることは、いずれにしても今の算定基準の過去3か年の平均を用いて、それがたまたま新型コロナウイルス感染症も含めて外来患者数も多い中での算定になったと、それはそれで説明としては納得しますけれども、ただでは今後新型コロナウイルス感染症の終息も含めて今後の、例えば5、6、7で見るという形になればもう新型コロナウイルス感染症なんか全く関係なくなってくるという部分があれば、この状態で外来患者数も減っていくという形になれば、私は一般会計の財源投入という部分が一応見直す必要があるのではないかと、その見方をきちっとしていかないとまずいのではないかなという思いも含めて今質問させていただきました。いずれにしても、どこまでも一般財源で補填するという部分がどこまでというのはなかなか難しい僕は判断だと思う。それにはそれなりの体制整備も含めてという考えが根底になれば駄目なのではないですかという質問を今させていただきます。よろしく願いいたします。

○議　長　安村さん、これはどちらかという補正ではなくて当初予算なので、それは当初予算の段階での質問でよろしいでしょうか。

ほかありませんか。この補正に関する質問ですけれども、ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議　長　これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議　長　これで討論を終わります。

これから議案第37号　令和7年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議　長　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第37 議案第38号

○議長 日程第37、議案第38号 令和7年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第38号 令和7年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の件であります。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,568万8,000円とするものであります。

初めに、歳出からご説明申し上げます。6ページをお開きください。款1総務費は、5万4,000円を減額し、補正後の額を93万6,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費は、2万3,000円の減額で、普通旅費の執行残を減額するものであります。

項2徴収費、目1賦課徴収費は、2万3,000円の減額で、普通旅費の執行残を減額するものであります。

目2滞納処分費8,000円の減額は、普通旅費の執行残を減額するものであります。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は、126万円を追加し、補正後の額を6,400万2,000円とするものであります。保険料の増額に伴う納付金の増額であります。

次に、歳入にまいります。5ページをお開きください。款1後期高齢者医療保険料は、126万円を増額し、補正後の額を4,918万9,000円とするものであります。

項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料は、34万円の減額で、調定実績に基づき補正しております。

目2普通徴収保険料は、160万円の増額で、調定実績に基づき、これも補正しております。

款2繰入金は、23万4,000円を減額し、補正後の額を1,551万7,000円とするものであります。歳出、総務費の事業費の執行残に伴う減額であります。

款5国庫支出金は、18万円を追加し、補正後の額を51万円とするもので、資格確認書送付経費及びマイナ保険証広報経費に対してそれぞれ交付される特別調整交付金であります。

以上、ご提案申し上げます、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これでは討論を終わります。

これから議案第38号 令和7年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第38 議案第39号

○議 長 日程第38、議案第39号 令和7年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第5号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第39号 令和7年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第5号)の件であります。

第1条としまして、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,596万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,298万6,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ230万7,000円とするものであります。

初めに、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。11ページをお開きください。款1総務費は、8万6,000円を減額し、補正後の額を560万3,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄(1)、総務一般事務経費10万1,000円の減額は、普通旅費及び事務用備品購入費の執行残によるものであります。

項3介護認定審査会費、目1認定調査費、説明欄(1)、認定調査等経費は、7万4,000円の増額であります。

目2認定審査会共同設置負担金、説明欄(1)、認定審査会共同設置負担金は、5万9,000円の減で、南十勝介護認定審査会負担金の減額によるものであります。

続いて、12ページにまいります。款2保険給付費は、2,472万4,000円を減額し、補正後の額を3億4,919万円とするものであります。

項1目1介護サービス等諸費は、各給付費の給付実績に基づき1,795万5,000円を減額するものであります。

項2目1介護予防サービス等諸費は、各給付費の給付実績に基づき320万4,000円を減額するものであります。

項3目1高額介護サービス費は、各給付費の給付実績に基づき123万8,000円を減額するものであります。

続いて、13ページを御覧ください。項4目1高額医療合算介護サービス費は、各給付費

の給付実績に基づき16万3,000円を減額するものであります。

項5 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費は、各給付費の給付実績に基づき216万4,000円を減額するものであります。

款3 地域支援事業費は、158万円を減額し、補正後の額を5,835万6,000円とするものであります。

項1 介護予防・日常生活支援総合事業費、目1 介護予防・生活支援サービス事業費は、給付実績により66万7,000円を減額するものであります。

目2 一般介護予防事業費は、財源振替であります。

14ページをお開きください。項2 包括的支援事業・任意事業費、目1 総合相談事業費は、普通旅費、研修会負担金の減により4万3,000円を減額するものであります。

目2 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、4万円の増額で、フルタイム会計年度任用職員及び職員人件費について増額するものであります。なお、職員の人件費については17ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

目3 任意事業費は、70万3,000円の減額で、説明欄(1)、家族介護支援事業で29万6,000円の減額、(2)、任意事業では40万7,000円を減額しております。

続きまして、15ページをお開きください。目4 在宅医療・介護連携推進事業費は、10万1,000円の減額であります。

目6 認知症総合支援事業費は、10万6,000円の減額です。

16ページにまいります。款4 基金積立金は、42万9,000円を増額し、補正後の額を65万3,000円とするものであります。サービス事業勘定からの繰入金、余剰分などを積み増しするものであります。

款5 諸支出金、項1 目1 過年度過誤納還付金は、1,000円を増額であります。

続いて、歳入にまいります。7ページをお開きいただきたいと思います。款1 介護保険料は、130万円を増額し、補正後の額を7,950万1,000円とするものであります。賦課状況により増額するものであります。

款2 使用料及び手数料は、11万3,000円を減額し、補正後の額を6万7,000円とするものであります。

款3 国庫支出金は、461万4,000円を増額し、補正後の額を1億1,493万2,000円とするものであります。

項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金は、299万6,000円の減額で、交付決定額の減額によるものであります。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金は、722万7,000円を増額で、変更申請による増額であります。

続きまして、8ページにまいります。目2 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)は、61万8,000円を増額で、交付金配当分の増額によるものであります。

目3地域支援事業交付金（その他事業）は、23万5,000円の減額で、変更申請による減額であります。

款4支払基金交付金は、920万2,000円を減額し、補正後の額を9,594万3,000円とするものであります。

項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金は、923万円の減額で、変更交付申請による減額であります。

目2地域支援事業交付金は、2万8,000円の増額で、変更交付申請による増額であります。

款5道支出金は、222万8,000円を減額し、補正後の額を5,879万4,000円とするものであります。

項1道負担金、目1介護給付費負担金は、222万3,000円の減額で、変更交付申請による減額であります。

項2道補助金、目1地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、11万2,000円の増額で、変更交付申請による増額であります。

目2地域支援事業交付金（その他事業）は、11万7,000円の減額で、変更申請による減額であります。

続きまして、9ページを御覧ください。款7繰入金は、2,035万7,000円を減額し、補正後の額を6,489万4,000円とするものであります。

項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金は、309万4,000円の減額で、歳出の介護給付費の減額によるものであります。

目2地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、2万6,000円の増額で、歳出の介護予防・生活支援サービス事業費を増額したことによるものであります。

目3地域支援事業繰入金（その他事業）は、1万9,000円の減額で、事業費の減によるものであります。

目4低所得者保険料軽減繰入金は、3万4,000円を増額するものであって、軽減対象者の増によるものであります。

目5その他一般会計繰入金は、361万2,000円の減額で、事務費繰入金は8万6,000円の減額であります。その他一般会計繰入金352万6,000円の減額は、主に介護サービス事業勘定繰入金の増額によるものであります。

項2基金繰入金、目1基金繰入金は、1,562万7,000円の減額で、国庫交付金の増額により、財源調整での繰入れを減額するものであります。

項3他会計繰入金は、193万5,000円を新規に追加するもので、介護保険サービス事業勘定からの繰入金を計上したものであります。

款9諸収入は、2万6,000円を増額し、補正後の額を45万8,000円にするものであります。

以上で介護保険事業特別会計事業勘定の説明を終わります。

続きまして、サービス事業勘定の説明をいたします。最初に、歳出についてご説明申し上げます。23ページをお開きください。款1事業費は、201万5,000円を減額し、補正後の

額を37万2,000円とするものであります。

項1目1居宅介護サービス事業費16万6,000円の減額は、執行残の減額であります。

目2介護予防サービス等事業費は、184万9,000円の減額で、介護予防支援計画策定委託件数の減によるものであります。

款2諸支出金、項1繰出金、目1介護保険事業勘定繰出金は、193万5,000円を新規に追加するもので、この勘定の余剰金を介護保険特別会計事業勘定へ繰り出すものであります。

続きまして、歳入にまいります。22ページをお開きください。款1サービス収入は、25万7,000円を減額し、補正後の額を212万8,000円とするものであります。介護予防支援計画、ケアマネジメント策定費の減によるものであります。

款2繰越金は、17万7,000円の増額で、前年度繰越金を増額したものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

1番、太田さん。

○1番太田議員 12ページです。款2保険給付費の項1介護サービス等諸費、その下の項2介護予防サービス等諸費が大きく補正されているのですけれども、どんな要因があったかというところをちょっと補足説明していただきたいと思います。介護認定の基準が変わったとか、受入れなどに何か問題があったなど、ちょっと補足説明願います。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 12ページです。介護サービス等諸費、それから介護予防サービス等事業ということで、予算に対しての比較ということになっておりまして、法的居宅サービスであれば逆にプラスにはなっております。それぞれ細かく要因分析はなかなかしづらいところはあるのですけれども、大きく認定者が増えたかどうかというよりは事業メニューがたくさんありまして、その中で単価の高いもの、安いものとかがあるものですから、その関係で総額的には減っております。この中でいけば例えば298万6,000円のプラスに対しては、10項目以上項目がありまして、中には90万、100万ほど増えた項目もあれば300万とか、増えたものもあれば減ったものとかもあるものですから、なかなかトータル的に説明はうまくしづらいところではあるのですけれども、総体的に対象者が減っただとか、サービスが減っただとかということよりは利用するサービスの予算に対する見方ということで、先ほどの診療所とかでも同じなのですけれども、基本的に予算を見るときに過去3年間の給付実績を見ながらということですので予算組んでおりますので、その分でこういうような乖離が出てきたのかなと思っております。こちらどうしても、この会計もそうですし、国保もそうですけれども、予算上それぞれの所要の予算を確保していないと実際そういう給付が出たときに対応し切れないというようなこともあるものですから、今回このような形になっております。

ちょっと簡単な説明になってしまいますが、以上になります。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第39号 令和7年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第5号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第39 議案第40号

○議 長 日程第39、議案第40号 令和7年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第40号 令和7年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)の件であります。

第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出、第3条は資本的収入及び支出、第4条は企業債、第5条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

まず、1ページをお開きください。補正予算明細書、収益的収入及び支出の収入であります。款1簡易水道事業収益は、189万5,000円を減額し、補正後の額を1億4,802万円とするものであります。

項1営業収益、目1給水収益は、水道使用料の収入見込みにより114万6,000円を追加し、補正後の額を8,583万1,000円とするものであります。

目2その他の営業収益は、7万円を減額し、補正後の額を18万円とするもので、給水工事件数の実績により手数料を減額するものであります。

項2営業外収益、目1受取利息及び配当金は、4万6,000円を追加し、補正後の額を4万7,000円とするもので、預金利息の増によるものであります。

目2他会計補助金は、301万9,000円を減額し、補正後の額を97万2,000円とするもので、配水及び給水費の支出の見込みなどにより一般会計から繰入金を減額するものであります。

目4長期前受金戻入は、9,000円を減額し、補正後の額を5,526万8,000円とするもので、水道施設の更新に伴う資産の整理によるものであります。

目5 雑収益は、12万円を減額し、補正後の額を25万3,000円とするもので、使用済み水道メーターの売払い金による増や道営事業における補助業務委託金の減によるものであります。

項3 特別利益、目1 その他特別利益は、除却した資産に係る長期前受金分を収益化するもので、13万1,000円の皆増となっております。

続きまして、支出についてであります。款1 簡易水道事業費用は、123万円を追加し、補正後の額を1億8,197万5,000円とするものであります。

項1 営業費用、目1 原水及び浄水費は、41万5,000円を減額し、補正後の額を4,908万8,000円とするもので、節、旅費は執行残、光熱水費につきましては支出見込みによりそれぞれ減額するものであります。

目2 配水及び給水費は、229万3,000円を減額し、補正後の額を1,375万円とするもので、節、委託料、材料費、工事請負費につきましては、いずれも支出見込み、または執行残による減額であります。

目3 総係費は、36万8,000円を減額し、補正後の額を2,320万8,000円とするもので、節、手当、2ページにまいります。節、旅費、委託料、負担金につきましては、いずれも支出見込み、または執行残により減額するものであります。

目4 減価償却費は、22万1,000円を減額し、補正後の額を8,507万9,000円とするもので、構築物に係る資産の整理に伴い減額するものであります。

項2 営業外費用は、22万2,000円を追加し、補正後の額を552万5,000円とするもので、目2 消費税及び地方消費税は、補正予算の編成に伴い再計算したことにより増額するものであります。

項3 特別損失は、430万5,000円を追加し、補正後の額を432万5,000円とするもので、目1 固定資産除却費は、資産の除却に伴う未償却分を皆増するものであります。

続いて、3ページをお開き願いたいと思います。資本的収入及び支出の収入であります。款1 簡易水道事業資本的収入は、1,164万8,000円を減額し、補正後の額を1億799万円とするものであります。

項1 補助金、目1 国庫補助金は、115万5,000円を減額し、補正後の額を1,067万円とするもので、交付額の確定によるものであります。

項2 目1 負担金は、29万3,000円を減額し、補正後の額を47万2,000円とするもので、給水工事件数の実績により減額するものであります。

項3 目1 企業債は、1,020万円を減額し、補正後の額を5,880万円とするもので、道営事業などの事業費確定に伴う減額であります。

続きまして、支出です。款1 簡易水道事業資本的支出は、1,031万円を減額し、補正後の額を1億904万9,000円とするものであります。

項1 建設改良費、目1 水道施設費の節、工事請負費につきましては花園プラムタウン水道管新設工事などの執行残、節、負担金につきましては道営営農用水事業に係る負担金の

執行残、節、委託料につきましては台帳システム整備委託料の執行残により減額するものであります。

項3投資、目1出資金は、1万2,000円を減額し、補正後の額を19万9,000円とするもので、十勝中部広域水道企業団のなかとかち浄水場耐震化工事に係る出資金の執行残によるものであります。

なお、4ページには給与費明細書を掲載しておりますので、お目通しをお願い申し上げます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第40号 令和7年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第40 議案第41号

○議 長 日程第40、議案第41号 令和7年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第41号 令和7年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)の件であります。

第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出、第3条は資本的収入及び支出、第4条は企業債、第5条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

それでは、1ページをお開きください。下水道等事業収益は、620万3,000円を減額し、補正後の額を1億5,194万7,000円とするものであります。

項1営業収益、目1下水道使用料は、個別排水処理施設使用料の収入見込みにより46万1,000円を減額し、補正後の額を5,049万8,000円とするものであります。

目3 その他の営業収益は、4万1,000円を追加し、補正後の額を11万9,000円とするもので、浄化槽の設置届出に係る道からの事務委託金の増によるものであります。

項2 営業外収益、目1 受取利息及び配当金は、5万7,000円を追加し、補正後の額を5万8,000円とするものでありまして、預金利息の増によるものであります。

目2 他会計補助金は、251万8,000円を減額し、補正後の額を1,861万2,000円とするもので、処理場費の支出見込みなどにより一般会計から繰入額を減額するものであります。

目6 消費税及び地方消費税還付金は、332万2,000円を減額し、補正後の額を405万3,000円とするもので、補正予算の編成に伴う再計算により減額するものであります。

続きまして、支出にまいります。款1 下水道等事業費用は、291万9,000円を減額し、補正後の額を1億9,663万1,000円とするものであります。

項1 営業費用、目1 管渠費は、1万円を減額し、補正後の額を144万1,000円とするもので、マンホールポンプの遠隔監視に係る通信、電話料の支出見込みにより減額するものであります。

目2 処理場費は、242万7,000円を減額し、補正後の額を9,210万6,000円とするもので、節、備用品費、通信運搬費、委託料、手数料は、いずれも支出見込み、または執行残による減額であります。節、修繕費は、個別排水処理施設の支出見込みによる増額であります。

目3 総係費は、48万2,000円を減額し、補正後の額を1,112万2,000円とするもので、節、手当、2ページにまいります。節、旅費、委託料、負担金につきましては、いずれも支出見込み、または執行残による減額であります。

続きまして、3ページにまいります。資本的収入及び支出の収入であります。款1 下水道等事業資本的収入は、2,942万円を減額し、補正後の額を1億1,591万4,000円とするものであります。

項1 補助金、目1 国庫補助金は、交付額の確定によるものであります。

項2 目1 負担金は、53万7,000円を追加し、補正後の額を167万9,000円とするもので、下水道における受益者負担金の実績により増額するものであります。

項3 目1 企業債は、2,720万円を減額し、補正後の額を2,720万円とするもので、個別排水処理施設建設工事などの事業費確定に伴う減額であります。

続きまして、支出であります。款1 下水道等事業資本的支出は、3,753万3,000円を減額し、補正後の額を1億793万8,000円とするものであります。

項1 建設改良費、目1 建設改良費等の節、委託料につきましては更別浄化センター更新工事実施設計委託料などの執行残、節、工事請負費につきましては花園プラムタウン下水道管渠新設工事などの執行残によるものであります。

なお、5ページには給与費明細書を掲載しておりますので、お目通しをお願い申し上げます。

以上、ご提案申し上げます、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第41号 令和7年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 4時02分 休憩

午後 4時08分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議 長 お諮りいたします。

休憩中に村長から議案第48号 令和7年度更別村一般会計補正予算(第9号)の件が追加提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎日程第41 議案第48号

○議 長 日程第41、議案第48号 令和7年度更別村一般会計補正予算(第9号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第48号 令和7年度更別村一般会計補正予算(第9号)の件であります。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ81億6,364万9,000円とするものであります。

なお、大野副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 それでは、議案第48号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第9号）につきまして補足説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、81億6,364万9,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正によるものでございます。

初めに、歳出からご説明いたします。7ページをお開き願います。款8土木費、項2道路橋りょう費、目1道路維持費は、1,000万円を追加し、補正後の額を1億1,253万7,000円とするものでございます。説明欄（1）、除雪対策経費は、除雪事業委託料の追加です。

歳出の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明させていただきます。6ページをお開き願います。款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、1,000万円を追加し、補正後の額を2億7,125万円とするものでございます。除雪費の追加に伴う基金繰入金です。

歳入のご説明は以上となります。

続きまして、第2表、繰越明許費補正についてご説明いたします。3ページをお開き願います。繰越明許費の補正につきましては、記載のとおりでございます。款3民生費、項2児童福祉費、事業名、物価高対応子育て応援手当補助事業について、金額、20万円を繰り越すものです。手当の支給が令和8年4月1日以降となる対象者の支給分です。

令和7年度更別村一般会計補正予算（第9号）の補足説明は以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第48号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第9号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午後 4時13分散会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 8年 3月10日

更別村議会議長

同 議員

同 議員